基本計画

基本計画の体系

まちづくりの目標(章)

政策(節)

第1章

"未来輝く"にぎわいと 交流が生まれるまち 〔産業、観光、交流〕

- 1 新名神高速道路の整備を促進する
- 2 東部丘陵地の土地利用を促進する
- 3 駅を中心としたまちづくりを推進する
- 4 交通ネットワークの充実を推進する
- 5 新たな雇用の創出を推進する
- 6 商工業の育成を促進する
- 7 農業の生産振興・基盤強化を推進する
- 8 観光の多様化・広域化を推進する
- 1 消防・救急体制の充実したまちをつくる
- 2 災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる
- 3 地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する
- 4 障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる
- 5 子育てしやすい環境づくりを推進する
- 6 高齢者福祉を充実する
- 7 市民の健康を守る
- 1 学校教育を充実する
- 2 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する
- 3 生涯学習・社会教育を充実する
- 4 文化芸術を振興する
- 5 スポーツ・レクリエーションを振興する
- 1 魅力的な住環境をつくる
- 2 緑豊かなまちを実現する
- 3 上下水道の適切な管理運営を図る
- 4 安全で快適な道づくりを推進する
- 5 交通安全対策を推進する
- 6 浸水被害の軽減を図る
- 7 環境を守り育てる
- 8 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する
- 1 市民参加と協働を推進する
- 2 まちの魅力発信を推進する
- 3 人権の尊重・女性の活躍を推進する
- 4 都市間交流を推進する
- 1 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する
- 2 持続可能な財政運営を実現する
- 3 戦略的に行政経営を推進する

第2章

"生命輝く"安心と ふれあいがひろがるまち [福祉、健康、医療、消防、防災・防犯]

第3章 "笑顔輝く"愛着と 創造力を育むまち 〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

第4章

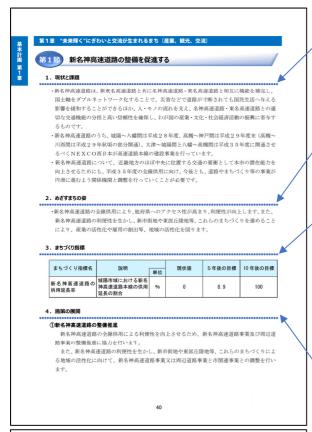
"生活輝く"自然と 調和した快適なまち 〔都市基盤、環境〕

第5章 まちの魅力発信・対話と 協働でつくるまち [広報・市民活動]

第6章 健全経営で市民から 信頼されるまち [行政経営]

基本計画の構成と見方

基本計画では、個別の政策(節)ごとに、まちづくりの方向性を表す「めざすまちの姿」、達成状況を確認する「まちづくり指標」、実現するための「施策の展開」などを示しています。各項目の内容については次の通りです。





現状と課題

「めざすまちの姿」の設定や「施策の展開」の背景となっている現状や課題認識などを示しています。

めざすまちの姿

めざすべきまちづくりの方向性について示しています。

まちづくり指標

政策の達成状況を測るために設定した指標です。

○現状値

指標に基づく現状(H27)の数値を示しています。

〇目標

計画期間内における目標値です。

施策の展開

どのような施策により「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成をめざすのか、その方策を示しています。

市民ができること・地域ができること

「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成を めざすため、市民や地域、各種団体、事業者等が協 力できること・主体的に取り組むべきこと等を示し ています。

関連計画

政策分野と関連性がある計画や下位計画を示しています。

第1節

新名神高速道路の整備を促進する

1. 現状と課題

・新名神高速道路は、新東名高速道路と共に名神高速道路・東名高速道路と相互に機能を補完し、 国土軸をダブルネットワーク化することで、災害などで道路が寸断されても国民生活へ与える 影響を緩和することができるほか、人・モノの流れを支え、名神高速道路・東名高速道路との適 切な交通機能の分担と高い信頼性を確保し、わが国の産業・文化・社会経済活動の振興に寄与す るものです。

......

- ・新名神高速道路のうち、城陽~八幡間は平成28年度、高槻~神戸間は平成29年度末(高槻~川西間は平成29年秋頃の部分開通)、大津~城陽間と八幡~高槻間は平成35年度に開通させるべくNEXCO西日本が高速道路本線の建設事業を行っています。
- ・新名神高速道路について、近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として本市の潜在能力を 向上させるためにも、平成35年度の全線供用に向け、今後とも、道路やまちづくり等の事業が 円滑に進むよう関係機関と調整を行っていくことが必要です。

2. めざすまちの姿

・新名神高速道路の全線供用により、他府県へのアクセス性が高まり、利便性が向上します。また、 新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりを進めること により、産業の活性化や雇用の創出等、地域の活性化を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
新名神高速道路の 供用延長率	城陽市域における新名 神高速道路本線の供用 延長の割合	%	0	8. 9	100

4. 施策の展開

①新名神高速道路の整備推進

新名神高速道路の全線供用による利便性を向上させるため、新名神高速道路事業及び周辺道路事業の整備推進に協力を行います。

また、新名神高速道路の利便性を生かし、新市街地や東部丘陵地等、これらのまちづくりによる地域の活性化に向けて、新名神高速道路事業又は周辺道路事業と市関連事業との調整を行います。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、新名神高速道路及び周辺道路事業の必要性を理解し、建設に協力する。

6. 関連計画

なし



新名神高速道路 城陽 JCT·IC(平成 29 年 5 月時点) 提供: NEXCO 西日本



新名神高速道路(城陽 JCT·IC~八幡京田辺 JCT·IC)開通式典

第2節

東部丘陵地の土地利用を促進する

1. 現状と課題

・広域交通の利便性を生かしたまちづくりを進めるため、新名神高速道路の時間軸に遅れること なく、円滑かつ効率的に東部丘陵地関連事業を確実に進捗させていくことが求められています。

......

- ・東部丘陵地の土地利用の実現に向け、平成28年4月には東部丘陵地における無秩序な開発を防止する「城陽市東部丘陵地まちづくり条例*」を制定し、平成28年5月には東部丘陵地整備計画【見直し版】の策定、東部丘陵地の2地区(長池地区、青谷地区)の市街化区域編入及び東部丘陵地の骨格となる幹線道路(都市計画道路東部丘陵線)の都市計画決定を行いました。また、平成28年6月には更なる事業推進体制の強化を図るべく、官・民等から構成される「城陽市東部丘陵地整備推進協議会」を設立しました。
- ・今後は、東部丘陵地の2地区のまちびらきを平成35年度に実現させるため、企業への積極的な立地誘導及び対外的な情報発信を強化するとともに、現在、設置を検討しているスマートインターチェンジ*についても平成35年度のまちびらきに合わせて設置できるよう取り組みを進めていく必要があります。
- ・段階整備の方針に基づき次期線引き見直し時に計画的に市街化区域へ編入させる必要があります。
- ・今後とも、建設発生土を安定的に確保し、安心・安全かつ計画的な埋戻しを実施することが課題です。

2. めざすまちの姿

・スマートインターチェンジや都市計画道路東部丘陵線等の新たな道路ネットワークの構築により、広域交通に係る利便性の向上を推進します。

・東部丘陵地長池及び青谷地区に広域交通の利便性を生かした企業が進出することにより、市の 新たな産業拠点の創出、産業及び地域経済の活性化、雇用の創出に加え、京都府南部地域の活性 化を図ります。

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標	
よりラくり相信石	武功	単位	近 八但	り牛皮の日保	□□井後の日保	
東部丘陵地長池地 区への大型商業施 設等の立地実現	大型商業施設等の立地 の有無	1	1	-	立地実現済	
	対象区画数のうち企業 が進出している区画の 割合	%	0	0	100	
都市計画道路東部 丘陵線の開通	道路開通の有無	ı	I	I	開通済	
東部丘陵地の市街 化区域編入(第 II 期)		_	_	_	区域編入完了	

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
	スマートインターチェ ンジ設置の有無	1	1	_	設置済

①整備推進体制の強化構築

東部丘陵地関連事業(東部丘陵地長池及び青谷地区のまちびらき、都市計画道路東部丘陵線整備、スマートインターチェンジの設置等)を円滑かつ効率的に進捗させるため、「城陽市東部丘陵地整備推進協議会」等をとおして、官民一体となり、東部丘陵地のまちづくりを推進します。

②東部丘陵地整備計画【見直し版】に基づく段階的整備の推進

東部丘陵地整備計画【見直し版】に基づく第 I 期事業(東部丘陵地長池及び青谷地区のまちびらき、都市計画道路東部丘陵線の整備、スマートインターチェンジ設置等)を実現させるため、新名神高速道路の時間軸に遅れることなく事業を着実に推進します。

また、第Ⅱ期事業区域の市街化区域編入の実現を目指し、今後も山砂利採取区域の拡大防止に 努めるとともに計画的な埋戻し事業の実施に努めます。

③東部丘陵地長池及び青谷地区への企業立地に向けた対外的なPRの強化

東部丘陵地長池及び青谷地区への企業立地を実現させるため、多様な情報発信ツール(広報、市HP、報道発表、企業向けPR冊子等)を活用し、企業の立地誘導を促進します。

④東部丘陵地における計画的なまちづくりの推進

「城陽市東部丘陵地まちづくり条例」に基づき、市、市民等及び開発事業者が一体となって、 東部丘陵地内における無秩序な開発を防止するとともに、計画的なまちづくりの推進に努め ます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民等は、東部丘陵地のまちづくりに関心を持ち、その推進に向けて主体的に活動する。
- ・山砂利採取業者は、跡地利用の実現に向けた体制(土地区画整理組合の設立等)を整える。

6. 関連計画

東部丘陵地整備計画【見直し版】

用語解説

*城陽市東部丘陵地まちづくり条例

城陽市域の東部に広がる約420~クタールの広大なエリアである東部丘陵地において、山砂利採取が市民生活や市のまちづくりに与えてきた影響や、新名神高速道路を生かした広域交通の利便性を踏まえ、計画的な緑の再生に配慮しつつ、産業の活性化や雇用の創出等、市のみならず京都府南部地域の活性化に寄与し、かつ市民等の安心・安全で豊かな生活に還元できる秩序あるまちづくりを進めるため、東部丘陵地における開発事業に対し一定の基準や手続等を定めた条例。

*スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

第3節

駅を中心としたまちづくりを推進する

1. 現状と課題

・駅周辺においては、文化や交流、買い物などの諸機能を拡充し、特色ある市街地の形成を図る必要があります。

......

- ・寺田駅周辺について、久世荒内・寺田塚本地区において新名神高速道路のインパクトを活かした 工業・流通ゾーンの形成を図り、雇用の創出等を目的とした土地区画整理事業を進めています。 この最寄り駅としての機能を確保するため、平成20年5月に作成した「寺田駅周辺整備基本計 画(案)」をもとに平成28年3月に「寺田駅周辺施設整備計画(案)」を作成しました。今後は、 整備手法や整備内容などについて京都府や鉄道事業者等との協議を踏まえ、民間開発を誘導し、 寺田駅周辺整備の実現に向けて進めていく必要があります。
- ・長池駅周辺について、地域住民で構成される「長池まちづくり協議会」と協働して、長池駅周辺 の都市基盤施設を始めとする地域資源を活用した地域の活性化を進めるとともに、駅南側の交 通結節機能としてアクセス道路・駅前広場等の整備の具体化に向けた検討を進め、東部丘陵地の 玄関口としての機能を備えていく必要があります。
- ・山城青谷駅周辺について、平成26年3月に策定した「山城青谷駅周辺整備基本計画」をもとに、 駅西側を通る新設バイパスの整備と合わせ、駅前広場・自由通路・橋上駅等の整備の実現に向け て進め、地元地域をはじめ、白坂テクノパークの進出企業等の最寄り駅としての機能を向上し、 地域交流の拠点としていく必要があります。

2. めざすまちの姿

・地域住民との協働による寺田駅周辺、長池駅周辺及び山城青谷駅周辺の整備により、新名神高速 道路を生かして進出する新たな企業等の最寄り駅としての機能を確保するとともに、地域の顔 となる特色のある市街地の形成をめざします。

- ・市内各駅において、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成を図ります。
- ・計画期間中に進む大規模事業に伴い大きく変わる人の流れにより、駅の重要性も増してくることとなります。そして、多くの駅の利用者が消費活動等を通じ、地域経済の活性化により寄与する仕組みづくりをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
寺田駅一日平均乗 降客数	寺田駅の一日平均乗降 客数	人	9, 186	10, 000	15, 000
山城青谷駅一日平 均乗降客数	山城青谷駅の一日平均 乗降客数	人	1, 906	2, 000	2, 200
地元組織「長池まち づくり協議会」イベ ント参加者数	イベントの延べ参加者 数	\	1, 000	1, 200	1, 400

4. 施策の展開

①駅周辺整備の実施

寺田駅周辺整備については、新名神高速道路のインパクトを活かして取り組みを進めている 新市街地への進出企業の最寄り駅として、地域住民と連携し、整備手法等の検討を行い、民間開 発の誘導に向けた取り組みを進めます。また、近鉄連続立体交差化事業について、関係機関に要 望していきます。

長池駅周辺整備については、駅南側の交通結節機能として駅前広場・アクセス道路等の整備の検討に取り組み、東部丘陵地の玄関口としての機能を備えた、市南部地域の中心地区として、地域住民と協働し駅周辺地域の活性化に努めます。

山城青谷駅周辺整備については、地元地域、新たな進出企業等の最寄り駅として、駅西側を通る新設バイパスの整備と合わせ、駅前広場・自由通路・橋上駅等の駅周辺整備に取り組みます。

その他久津川、富野荘等の各駅周辺においては、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良好な交通環境の形成を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

・地域は、まちづくりに関心を持ち、地元の意見・意向を把握し、行政等に発信することで、自分 たちのまちづくりを進める。

6. 関連計画

- · 寺田駅周辺整備基本計画(案)
- 寺田駅周辺施設整備計画 (案)
- JR長池駅周辺整備基本構想・基本計画
- ·都市再生整備計画 長池駅周辺地区
- 山城青谷駅周辺整備基本計画

第4節

交通ネットワークの充実を推進する

1. 現状と課題

・鉄道利用の利便性の向上については、JR奈良線高速化・複線化第二期事業が着手され、事業が 進められていますが、全線複線化の具体的な整備時期については示されておらず、引き続き全線 複線化の実現に向けた取り組みが必要となっています。また、近鉄京都線における寺田駅への急 行列車の停車について、近鉄に対して要望を行っていますが、実現には至っておらず、引き続き 取り組みが必要となっています。

- ・城陽さんさんバスについては、今後も引き続き利用者増加を図る取り組みが必要ですが、路線の 拡大や運行本数の増加は新たに多額の財政負担が生じることからも困難な状況となっています。 しかしながら、新市街地や東部丘陵地整備に伴う新たな人の流れが生じることが想定されるこ とから、ニーズや事業効果等を考慮した路線の見直し検討を行うにあたり、需要見込み、経路の 設定、バス事業者との調整、進出企業等の意向及び市民ニーズを整理する必要があります。
- ・鉄道駅のバリアフリー化について、寺田駅は新市街地の進出企業の操業開始が見込まれる平成 30年を目標年度とし、他の各駅についても取り組みを進めており、目標年度に向けて鉄道事業 者と取り組みを進める必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・ J R 奈良線の複線化や近鉄寺田駅の急行停車による便数の増加や高速化などにより、鉄道を利用しやすいまちをめざします。
- ・高齢者や障がいのある方が路線バスなどの公共交通を利用しやすくなることにより、健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい持続可能な交通の実現をめざします。
- ・エレベーターの設置などのバリアフリー化により、誰もが安心して利用できる鉄道駅の実現を めざします。



複線化事業が進むJR奈良線

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
鉄道を利用しやす いと感じている市 民の割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	70. 1 (H28)	1	1
路線バスを利用し やすいと感じてい る市民の割合(市内 の2路線)	まちづくり市民アンケ 一ト結果	%	33. 0 (H28)	1	1
路線バス利用者数 (市内の2路線)	年間総利用者数	人	201, 452	204, 993	204, 993
城陽駅一日平均乗 降客数	一日平均乗降客数	人	6, 768 (H26)	6, 850	7, 300

4. 施策の展開

①鉄道利用者の利便性の向上

鉄道利用者の利便性の向上のため、JR奈良線全線複線化の実現に向けた取り組みを行います。新市街地への企業進出により、最寄駅等として乗降客の増加が見込まれる寺田駅への急行停車に向けて近鉄に対して引き続き要望を行います。また、鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者と整備に向けた協議を行います。

②交通弱者の移動手段の確保

高齢者、交通弱者などの生活における交通手段の確保、外出機会の創出、公共施設の利用促進を図るため、市の補助により運行している城陽さんさんバスの2路線(鴻ノ巣山運動公園近鉄寺田線、プラムイン城陽長池線)について、今後も、鉄道との円滑な接続の検討など利便性を高め、利用促進に努めます。また、高齢化社会における地域交通ネットワークについて検討します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は鉄道やバスが地域の大切な交通手段であることを認識し、積極的に利用する。
- ・バス事業者は城陽さんさんバスの利用者増加に向けて、利便性・サービスの向上及び安全運行の 取り組みを行う。

6. 関連計画

なし

第5節

新たな雇用の創出を推進する

1. 現状と課題

・久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの企業立地により、雇用吸収力の高い製造業などが立地し、本市の雇用需要が高まることが予想されます。そこで、市内雇用を促進するため企業が雇用するインセンティブとして、現在実施している企業立地助成金制度を中心に、雇用施策を促進していく必要があります。また、市内企業の雇用需要を的確に把握し、ハローワークや京都ジョブパークと連携し、企業とひととのマッチングを促進する必要があります。

......

・久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの立地企業に対し、立地後もアフター ケアを行い信頼関係を構築する必要があります。

2. めざすまちの姿

・企業誘致により働く場所が生まれ、職住近接により地域が活性化するだけでなく、仕事と生活の バランスが取れたまちをめざします。そして企業活動の活性化により、地域経済の底上げに大き く寄与する仕組みづくりを進めます。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
従業者数	市内企業の従業者数	人	23, 474 (H26)	24, 250	25, 000



整備が進む久世荒内・寺田塚本地区(平成29年6月時点)

①立地企業への雇用促進支援

今後、久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの企業立地により、大きな雇用が生まれることから、立地企業のニーズを的確に把握し、また、ハローワークや京都ジョブパークと連携した雇用促進に取り組み、企業が円滑に操業できるように支援します。

②立地企業へのアフターフォロー

久世荒内・寺田塚本地区及び京都山城白坂テクノパークへの企業立地が進んできたことから、 今後は企業の流出を防ぐため、立地企業へのアフターフォローに取り組みます。

また、引き続き、京都府市町村企業誘致推進連絡会議に参加し、密な情報交換と広域的な解決が求められる課題に対応できるよう取り組みます。

③企業とひとのマッチング支援

企業とひとのミスマッチを解消するため、ハローワークや京都ジョブパーク、城南地域職業訓練センターなど関係機関と連携を強化し、就職説明会や職業訓練など積極的な就労機会の提供に努めます。

④勤労者福祉の向上

勤労者福祉の向上を図るため、退職金共済制度に対する支援や住宅融資制度などの取り組みに努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・企業は、積極的に地元雇用の創出に努める。
- ・市民は、職業訓練などに参加し技能向上に努める。

6. 関連計画

なし



京都山城白坂テクノパーク(平成29年2月時点)

第6節

商工業の育成を促進する

1. 現状と課題

・我が国の商工業を巡る情勢は、これまで長く続いた円高不況から、ここ数年は円安傾向にシフト しており、首都圏の大企業を中心にわずかではありますが、景気の回復基調にあると言われてい ます。こういった状況の中、国の動向としては、地方の活力を生み出す政策に重点が置かれてお り、とりわけ、地域経済の底上げに焦点が当たっています。

......

- ・本市の産業構造は中小企業が中心であることから、経営状況が景気の動向に大きく左右される と考えられます。そこで、本市においては、事業者の経営の安定化に取り組んでおり、市独自の 低利融資制度に加え、利子および保証料に対する補給を実施しております。今後も社会経済情勢 の変化に対応して必要な対策を講じていく必要があります。
- ・本市の地場産業である金銀糸加工業を、古くから受け継がれてきた本市固有の伝統産業として 継承・発展させていくため、新製品開発、後継者育成などの取り組みを進める必要があります。
- ・本市の商業は、生活様式や消費構造の変化から、駅前を中心とした商店街での消費需要は減少傾向にありますが、商店街の公共性を生かし、人が集まりにぎわいを生み出す場所として価値を高めるため、引き続き、山背彩りの市など商店街のにぎわいづくりを進めていく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・地域中核企業の育成と市内中小企業の底上げにより、域外からの収入の増加と地域経済の循環 を促進し、まちやひとに資金が行き渡ることで、豊かな市民生活を実現します。
- ・新名神高速道路の全線開通などの交通インフラ整備により、市内企業の商圏の飛躍的な拡大を 図り、商工業の活性化をめざします。
- ・魅力ある商品を作り、育て、そしてその商品を目的に人を呼び込む流れを作ることで、その相乗 効果も含めて地域経済に寄与するブランドづくりをめざします。

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
		単位			
製造品出荷額	製造業の製造品出荷額	億円	893 (H26)	900	925
商品販売額	卸売・商品販売業の商 品販売額	億円	701 (H26)	715	735

①中小企業振興と経営安定化

市民の雇用の受け皿や税収向上に貢献するため、地域中核企業の育成及び市内中小企業の底上げに取り組みます。

また、設備投資や運転資金といった企業の資金需要に対応するため、各種融資・助成制度を周知するとともに、引き続き低利融資事業などを実施し、経営の安定化に努めます。

②特産品開発及び販路開拓支援

市の魅力向上のため、日本遺産*に登録された上津屋地区を中心に栽培されるてん茶や府内一の生産量を誇る青谷梅林で生産される梅、都市近郊地域の立地特性を生かしたイチジクといった豊富な特産物を用いた商品開発や販路開拓を支援します。

また、伝統産業である金銀糸加工産業の振興を図るため、製品開発や販路開拓などの取り組みを支援します。

③新規創業・第二創業の支援

地域経済の活性化を担う人材づくりとして、市内での新規創業や経営多角化等による第二創業を積極的に支援します。

また、城陽商工会議所、京都信用保証協会、日本政策金融公庫と市による創業支援ネットワーク城陽チャレンジスクエアにより、創業希望者に対して連携した支援を展開します。

④商店街・商店群の振興

高齢者や交通弱者が買い物に困らないよう地域商業の機能を維持するため、商業者の高齢化や後継者不足、商店街の空き店舗の増加や商店街組織の弱体化に対応し、時代に合わせた商店街や各個店の集まった商店群づくりに向けた支援を展開します。

また、引き続き、まちなかにぎわいづくりのため、イベントによる集客に取り組みます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・事業者は、企業が社会の公器として社会を支える立場であることを意識するとともに、自立した 経営を行う。
- ・地域は、地元の商店街や商店を維持するため、買い支える。
- ・市民は、行政の支援が行き届かない地域の課題に対し、コミュニティビジネスや、ソーシャルビジネスで解決に取り組む。

6. 関連計画

・城陽市商業活性化推進プラン

用語解説

*日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として 文化庁が認定するもの。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

第7節

農業の生産振興・基盤強化を推進する

1. 現状と課題

・農業を取り巻く環境は、TPP協定*の大筋合意の影響や、農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の問題など厳しい状況にあります。

......

- ・本市の生産作物には、梅、茶、イチジク、カンショや湧水花きなどの誇れる特産物があり、特産 物以外にも多品目の作物が生産されています。
- ・農業基盤整備は、現在奈島西地区ほ場整備事業を推進しており、農作業の効率化とともに、農業 経営の安定や農業に対する魅力を高めていく必要があります。
- ・また、平成35年度の新名神高速道路の全線開通を契機とし、消費者を近くに持つ都市近郊農業の利点を生かした農業施策を展開していくとともに、農業従事者の高齢化、後継者不足の対策として、農作業受託組織等による農地の集積を進めていく必要があります。さらに、新鮮で安全な農作物を市民に供給する「城陽旬菜市」等の直売所の充実による地産地消の積極的な推進や生産者との交流を促進していく必要があります。

2. めざすまちの姿

・城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花きの生産振興を図り、農業経営の安 定を図ります。

•••••••••••••••••••••••••••••

- ・生産基盤の強化のため、農業者、土地改良区と連携し、基盤整備に取り組みます。
- ・農地の大規模化を図ることにより、農業の担い手に農地を集約し、経営の安定を図ります。
- ・6次産業化*、地産地消のため、直売施設を充実し、農業の多角経営を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
新規ほ場整備事業 面積	ほ場整備事業を実施し た面積	ha	12. 3	24. 0	37. 8
農産物販売金額	農産物の販売金額	千万 円	146	158	170
農業従事者数	専業農家の戸数	戸	88	88	88

4. 施策の展開

①農業生産の振興

都市近郊農業の利点を最大限に生かした城陽の農業づくりを進めるため、JA、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。

また、城陽市の特産である梅、高級てん茶、イチジク、カンショ、湧水花き並びに京野菜等の生産振興を進め、農業経営の安定を図ります。

②農業基盤の整備

効率的な農作業を進めるため、農地の機能に応じた生産基盤を整備するとともに、生産性を高めるため、認定農業者などへの農地の流動化を促進し、農地の集積を図ります。

また、地域農業者や土地改良区とともに、ほ場整備等の基盤整備を進めます。

③生産体制の強化

後継者や新規就農者の確保、育成を図るため、地域担い手総合支援協議会の活動を支援する、 JAなどの関係機関と連携し、農業技術研修や営農指導の充実に努めます。

また、農作業、農業機械利用の効率化を図るため、農作業受委託を促進するとともに、農作業受託組織などの育成に努めます。

④地産地消と交流の促進

安全・新鮮な農産物の供給を進めるため、直売施設の充実や学校給食への地元農産物の提供など、地産地消を推進します。

また、青谷梅林、いも掘り農園、湧水花き園などを活用した観光農業の充実に取り組みます。 さらに、お茶について、11月8日の「じょうようお茶の日」を浸透させるとともに、日本一 の品質を誇る「てん茶」の産地として情報発信を行い、抹茶ふれあい体験事業を推進し市内外に 城陽のお茶をPRします。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、地元の農産物を消費し、地産地消に協力する。
- ・農業者は、安全で新鮮な農産物の供給を進めるとともに、生産性の向上や農作業の効率化、後継者の育成に努める。

JAは、講習会などを開催し、農業者の安定経営に向けて支援する。

6. 関連計画

· 城陽農業振興地域整備計画

用語解説

*TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定

TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定とは、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。 農業分野では、関税撤廃を原則とするTPP交渉にあって、重要5品目(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビ等甘味資源作物)を中心に、関税撤廃の例外に加えて、国家貿易制度・関税割当の維持、セーフガードの確保、関税削減期間の長期間化等の措置がなされている。

*6次産業化

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

(参考) 6次産業化の名称の由来

※1次(生産)×2次(加工)×3次(販売)=6次産業化

第8節

観光の多様化・広域化を推進する

1. 現状と課題

・本市内外における社会・経済情勢の変化や、「農商工連携」、「インバウンド*」、「6次産業化」、「地域ブランド」など、新たな観光の概念が生まれており、これらを取り入れ、時代と市民のニーズにあった観光振興が必要となっています。

......

- ・観光事業をさらに発展させるため、地域の資源を生かした価値の創造や環境整備、情報発信な ど、市民や観光協会、行政が一体となって取り組める施策の策定が必要です。
- ・国による日本遺産の認定、京都府のお茶の京都事業*の推進や本市における新たなインフラ整備を生かした観光振興に取り組む必要があります。

2. めざすまちの姿

・観光資源の積極的な活用に取り組むとともに、新名神高速道路やJR奈良線複線化といった新たなインフラ整備を生かした観光拠点の整備を図り、交流人口の増加を図ります。

- ・魅力ある観光資源や商品を作り、ブラッシュアップすることで、人が人を呼び、リピーターの多いまちをめざします。
- ・新名神高速道路のインターチェンジに近い市のランドマークである文化パルク城陽へのアクセスの向上を図り、より多くの人が文化パルク城陽を訪れる仕組みづくりをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
観光入込客数	市内の年間観光入込客 数	人	1, 030, 912	1, 210, 000	1, 230, 000

4. 施策の展開

①大きなアドバンテージを活かした観光客の呼び込み

新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化・高速化、東部丘陵地の整備などを契機に、集客施設の誘致や新たな観光スポットなど、拠点整備の検討を行います。

また、この大きなアドバンテージを活かし、近隣市町と連携した新たな広域観光ルートの設定など、山城地域の魅力を高める広域観光の連携強化を図ります。

②ちょうどよい五里の立ち寄りどころ・城陽のおもてなし

通過交通にならないための魅力あふれる立ち寄りどころを創出し、トイレや休憩所、インバウンドを意識した案内標識の整備など、快適な環境で観光客に満足してもらえる取り組みを図ります。

また、SNS*やマスメディアを活かした取り組みを積極的に実施し、立ち寄りたくなる仕掛けづくりと魅力を発信します。

③これまでの観光をさらに育み、高める取り組み

市内の魅力ある観光資源を再認識し、磨き、育み、高める取り組みとして、エコミュージアム*などを推進し、観光資源を有効に活用します。

また、観光における人材を育てるため、地域人材づくりを図り、観光への意識を高める取り組みを図ります。

④新たな魅力づくり

立ち寄りたくなる心くすぐる新たな魅力を発信するため、梅、イチジク、お茶等を近畿圏外や 首都圏へPR販売を実施します。

また、商品開発・販売拡大に向け、地場特産物によるコンテストを実施し、お土産品の開発に向けた取り組みを実施するとともに、食や自然、歴史・文化、産業など、本市の特性や強みを活かした体験型観光などを検討し、旅行業者によるツアー造成に向けた取り組みを図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

- - ・観光協会、農業団体や商工業団体等の観光関係者は、相互に連携して観光資源の整備に取り組む。
 - ・観光協会は、観光に携わる市民や事業者を幅広く育てる。
 - ・市民は、市民観光ボランティアガイドへの参加や、口コミ等で自慢できる場所を発掘する。

6. 関連計画

- ·第2次城陽市観光振興計画(平成29年度~平成38年度)
- ・城陽市梅の郷青谷整備計画

用語解説

*インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

*お茶の京都事業

日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畑景観等の山城地域の価値を再認識し、さらに磨きをかけ、世界に向け発信することにより、多くの人が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点となることを目指す取り組み。

*SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人とのつながりを促進、支援するコミュニティ型のウェブサイトやネットサービスのこと。

*エコミュージアム

1960年代にフランスで生まれた、「地域全体を博物館」としてとらえたまちづくりの考え方。住民が主体的に参加する運営により、地域内にある歴史・自然・産業などの地域資源を現地で保存し、調査・研究、展示、活用等を行うことで、地域を見直し、その活性化や発展を目指すことに特徴がある。

第1節

消防・救急体制の充実したまちをつくる

1. 現状と課題

・南海トラフ地震等の大災害や国際的なテロ災害の発生が危惧されるなかで、新名神高速道路全線開通とそれに合わせた、新市街地、東部丘陵等への企業施設進出による各種災害の複雑多様化 を想定し、それに対応できる隊員の育成と施設装備の充実強化に努めなければなりません。

- ・火災等の発生を未然に防ぐため、事業所への立入検査を強化するとともに住宅火災による人的・ 物的被害軽減のため住宅用火災警報器のさらなる設置促進と維持管理の徹底に努めなければな りません。
- ・高齢化社会の進展による救急需要の増加への対応のため、救急救命士の計画的育成と応急手当、 AED*使用方法の普及啓発活動に努めなければなりません。

・大規模な震災等が発生した際にも有効な消防水利を確保する必要があります。

2. めざすまちの姿

・市民が安心して生活できる消防体制の充実したまちをめざします。

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
よりラくり相保石	高元 ツカ	単位	坑(八)但	5 年後の日標	10 平後の日保
事業所などの立入 検査実施率	年間立入検査実施数/ 防火管理者を選任する 防火対象物、特定防火 対象物、危険物施設	%	87. 3	90. 0	92. 5
救急救命士数	救急隊に配置する救急 救命士数	人	17	21	26
応急手当講習会の 受講者数	応急手当講習会の受講 者数	人	1, 821	1, 900	2, 000
市域耐震性防火水 槽設置割合	全防火水槽に対する耐 震性防火水槽の割合	%	33. 8	34. 7	35. 5
火災件数	年間の火災件数	件	18	9	Ţ
出火率	人口1万人当たりの火 災発生件数	件	2. 3	1. 1	Ţ

①消防力の強化

災害発生時に、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材の整備に努めるほか、広域消防応援体制の強化・充実を図ります。

また、南海トラフ地震等発生時、大規模な火災に有効な消防用水を確保するため、計画的に耐震性防火水槽を設置します。

さらに、各種研修・訓練等を通じて現場活動能力の向上を図り、あらゆる災害に対応できる体制の整備に努めます。

②火災予防対策の推進

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への予防査察の強化など、防火・安全管理体制 の充実に努めます。

また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、住宅防火を中心に防火対策などを促進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発などを推進し、市民参加の校 区防災訓練、自治会の消火訓練などの取り組みを進めます。

③救急体制の強化

救命率の向上に向けて、救急救命士の養成や研修、医療機関との協力連携体制を強化するとと もに、救急隊の到着までの間に市民が適切な応急手当ができるように、応急手当の普及・啓発活動を推進します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、住宅用火災警報器を設置し、適切に維持管理する。
- ・市民は、各種消防訓練などに参加し、消火器の取扱いなどを学ぶ。
- ・市民は、AED講習会に参加し、救急時の対応を学ぶとともに、救急情報サービス電話*を活用するなど、救急車を適切に利用する。

6. 関連計画

なし

用語解説

* A E D

AEDとは

A: Automated (自動化された)

E: External (体外式の)

D: Defibrillator (除細動器)

心停止には、電気ショックの適用となる「心室細動」(心臓が細かく震えることによって血液を送り出せなくなる) によるものと、そうでないものがある。

AEDは、心臓の状態から、自動的に電気ショックが必要かどうかを判断し、電気ショックを行うことで、心室 細動を止めて正しい心臓のリズムに戻すもの。

* 救急情報サービス電話

市民からの救急病院の問い合わせや救急関係の相談に応対する電話番号。消防署の通信指令員や救急救命士が状況に応じ対応する。**☎**0774-52-0697(24時間対応)

第2節

災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる

1. 現状と課題

・平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える規模の揺れや火災、津波により、多くの人命を奪い、まちなみを一変させる等、未曾有の被害を記録しています。さらに、平成28年4月14日及び16日に連続して発生した熊本地震では震度7を2度記録し、その後も従前にない頻度で有感地震が続くなど、深刻な被害が発生しています。

- ・これらの大災害について、被害状況や発災時の対応を検証し、被害の最小化等、「安心・安全の まちづくり」、「災害に強いまちづくり」をめざした様々な取り組みを進め、近い将来に発生が予 測されている南海トラフ地震に備える必要があります。
- ・また、近年記録的な集中豪雨が頻発していることから、本市においても住居への浸水や土砂崩れ などに対して、命を守ることを最優先した行動を取ることが重要です。
- ・災害が発生した際は、自分の命は自分で守る「自助」、地域が一体となって助け合う「共助」、行政が主体となり助ける「公助」により、効果的な救助・復旧対策を講じる必要があります。このため、本市の地域特性を考慮し、自主防災組織を中心とした防災体制の整備や防災資器材の充実を進めるとともに、市職員の防災に関する能力向上に努める必要があります。
- ・海外で多くのテロ事件が発生する中、我が国においてもテロの発生が懸念されています。本市に おいても市民の生命、身体及び財産を保護するため、国や京都府と連携を図りながら、万一の武 力攻撃などの事態に対する体制づくりや市民への意識啓発が必要です。
- ・近年、情報通信技術の発達や高齢化の進行等により、全国的に犯罪手口の巧妙化や高齢者を狙った詐欺事件の増加等、犯罪被害の多様化・深刻化が社会問題になっています。本市においても地域の安全確保に向けて、市、市民、警察、関係機関が一体となって取り組みを進めていく必要があります。
- ・犯罪の抑制に向けた取り組みとしては、「城陽市暴力団排除条例」に基づいた取り組みや、各種 媒体を活用した周知・啓発活動等を実施しており、今後も現行の取り組みを継続・発展させてい く必要があります。
- ・近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっています。本市においても城陽市消費生活センターの相談体制を強化するとともに、消費生活だより等による情報提供や啓発、消費生活講座等による消費者教育の実施により、消費者の自立性と合理性を高めるための取り組みを進めています。

2. めざすまちの姿

- ・市民、事業者、関係機関、行政が連携して防災体制を強化することにより、災害による被害を最 小限にくい止められるよう取り組みを進めます。
- ・市民、事業者、関係機関、行政との連携により、武力攻撃事態や緊急対処事態に備えた体制の確立をめざします。
- ・市民、警察、関係機関、行政が一体となって防犯の取り組みを進めていくことにより、市民が安 心して暮らせるまちをめざします。

・消費者自らが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
ようライグ旧場石	DC-93	単位	机八匹	0 十及の口标	10 平及の日保
自主防災組織の防 災訓練の実施	毎年実施されている市 内10小学校区防災訓 練の開催割合	%	100	100	100
地域防災リーダー の育成	地域防災リーダーの当 該年度末ののべ人数	人	33	129	129
重点備蓄品の備蓄	非常食、飲料水等の備 蓄品の備蓄率	%	52. 0	100	100
刑法犯認知件数	年間の刑法犯認知件数	件	464	211	ţ
生活の安全が守られていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケ 一ト結果	%	76. 9 (H28)	1	↑
消費生活講座受講 者数	消費生活講座などの受 講者数	人	383	440	490

4. 施策の展開

①防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、市民の防災意識を高める啓発活動に取り組むととも に、防災対策の普及や市民、事業者、関係機関、行政の連携による総合的な防災体制の強化に努 めます。

また、地域における防災体制を強化するため、地域自主防災組織を育成・支援します。

②耐震診断・耐震改修の促進

市内の住宅・建築物の耐震化を推進し、地震災害に強いまちづくりをめざすため、「城陽市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進します。

③情報伝達手段の整備

災害時等の緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝達するために、多様な伝達手段を活用します。 また、公共施設等に屋外スピーカーを設置し、市民へ防災情報を一斉通報する「同報無線システム」の整備について検討を進めます。

④被災者支援の充実、拡充

災害被災者への支援制度、対象者拡充を国に要請し、制度の充実を働きかけます。

また、災害時要配慮者の避難支援対策を推進するため、個別計画(避難支援プラン)の作成を 進めます。

⑤国民保護計画の周知

城陽市国民保護計画に基づき、平素からの備えや予防対策、武力攻撃・緊急対処事態への対処、復旧対応を進めるとともに、これらの対応について市民への周知徹底に努めます。

⑥防犯対策の推進

防犯協会、防犯推進委員協議会、青少年健全育成市民会議、自治会、警察などの関係機関および団体と連携を図りながら、地域の防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、暴力のない明るい社会をつくるため、暴力追放推進協議会による取り組みの推進や「城陽市暴力団排除条例」の周知に努めます。

⑦安全な都市環境づくり

犯罪が発生しにくいまちづくりをめざし、街路灯の照度を上げるとともに、地域ぐるみでの防 犯活動を促進します。

また、必要に応じ、駅前広場等に防犯カメラの設置を進めるとともに、地域の実情を踏まえながら、交番の設置などを要望します。

⑧犯罪被害者等に対する支援

「城陽市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な 生活を営むことができるようになるまでの間、総合窓口や庁内連絡会議の設置、見舞金の支給な ど、警察等との連携を図りながら、必要な支援を途切れることなく行います。

9消費者教育の推進

複雑・多様化する社会経済環境のなかで消費者が商品やサービスについて正しい知識を学ぶことができるよう、平成26年に京都府において策定された京都府消費者教育推進計画を踏まえ、各種の講座の開催や情報提供を行い、消費生活に関する知識や関心のある市民の輪を広げます。また、消費生活講座を開催し、地域の消費者啓発や高齢者被害防止のための地域貢献活動ができる人材を育成します。

⑩消費生活相談の充実

市民が安全で安心して暮らせるよう、相談体制の充実に努めます。

また、相談内容に迅速に対応するため、国民生活センターへ情報提供を行うとともに、京都府などと情報交換を行うなど、関係各機関との連携を強化します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自らが防災対策に取り組む重要性を理解し、住宅等の耐震化や防災用品等の常備に取り 組むとともに、避難場所、避難経路、緊急連絡先等の確認を行う。
- ・市民は、日ごろの自主防災活動などに積極的に参加し、地域の繋がりを密にするとともに、非常 時を想定して、消防団、災害ボランティアへの参加や地域防災リーダーを主軸とした地域の防災 体制の確立に積極的に協力する。
- ・事業者は、防災対策に取り組むとともに、非常時には地域の一員として避難スペースの提供や物 資の供給により市民の支援を行う。
- ・市民は、犯罪被害に遭わないようにするため、市民自らが防犯意識を高めるとともに、子ども見 守り隊やこども110番のいえなどの地域における防犯活動に参加する。
- ・市民は、街路灯ランプ切れなどについての情報提供を行う。
- ・地域は、子どもが犯罪被害等に遭わないようにするため、防犯パトロールなどを実施する。
- ・事業者は、事業所や店舗などに防犯カメラを設置する。
- ・市民は、消費生活講座等に参加し、自ら消費生活に係る情報、知識を学び、消費生活に関する意 識を高める。

6. 関連計画

- 城陽市地域防災計画
- 城陽市危機管理基本計画
- 城陽市業務継続計画
- ・城陽市建築物耐震改修促進計画(平成29年度~平成37年度)
- 城陽市国民保護計画



平成 26 年度城陽市総合防災訓練(城陽訓練ビル訓練 <救出・救護訓練>より)

第3節

地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する

1. 現状と課題

・近年、孤立死や自殺、虐待、ひきこもりや育児不安などが社会問題となるなど、市民一人ひとりが抱える生活課題はますます複雑化し多岐にわたっています。また、高齢化、核家族化の進行などを背景に、我が国の生活保護受給者数は増加を続けています。

- ・このような中で生活課題等を解決し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現するためには、市民一人ひとりが、日頃、身の周りで起こる問題はまず個人や家族内において解決に努め、個人や家族内で解決できない課題は地域でともに助け合うことにより解決に努めることが重要となっています。
- ・行政においては地域で解決しきれない問題について適切なサービスを提供するとともに、市民、 関係団体、事業者との連携や情報の提供が求められています。

2. めざすまちの姿

・自助・共助・公助により生活課題等を解決することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現します。

・被保護世帯などに対する必要な生活支援を行うことにより、健康で文化的な生活水準を維持しつつ世帯の自立助長をめざします。

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
0. 3 - 1. 7. Jan. II		単位	30 MIE		
見守り活動参加事 業者数	「山城ふるさとを守る 活動*」に関する協定 の締結事業者数	事業 者	15	20	25
福祉分野でボラン ティア・市民活動に 取り組んでいる市 民の割合	まちづくり市民アンケ	%	16. 3 (H28)	1	1
1年間で自立した世帯数	転出、死亡などを除い た生活保護廃止世帯数	井井	24	32	41
「くらしと仕事の 相談窓口*」相談者 数	自立を促すために支援 を行う「くらしと仕事 の相談窓口」の相談者 数	人	108	102	97

①協働で支えあう体制づくり

市民、関係団体、事業者、行政がそれぞれの知識・技能を生かしながら、高齢者等の見守りの ためのネットワークを整備するなど、地域福祉活動に取り組む協働体制の充実に努めます。 また、民生児童委員と連携した地域福祉の支援体制の充実に努めます。

②地域福祉活動団体等への支援

校区社会福祉協議会を中心として展開されている小地域福祉活動(高齢者・障がい者・児童分野など)の充実と活性化に向けて、城陽市社会福祉協議会を通じた支援を行います。

③住みよい福祉のまちづくり

公共施設や民間施設について、だれもが利用しやすい施設となるよう、「城陽市住みよい福祉 のまちづくり推進指針」に基づき整備されるよう努めます。

④生活保障と自立支援

被保護世帯の自立のため、民生児童委員や関係機関と連携し、個々の世帯に即した助言・指導など、必要な支援を行います。

⑤生活の安定と自立の支援

生活の困りごとや不安を解決するため、「くらしと仕事の相談窓口」を設置し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、自立に向けた支援を行います。また、子どもの貧困対策の取り組みを進めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、身の周りで起こる日常的な問題について、まず個人や家族内で解決できるかどうか 考える。
- ・地域は、個人や家族内で解決できない課題について、互いに助け合うなど、地域コミュニティの 醸成に取り組む。

6. 関連計画

· 城陽市地域福祉計画 (平成24年度~平成29年度)

用語解説

*山城ふるさとを守る活動

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者が配達時に高齢者等の異変を発見した場合、該当市町村に通報するという見守り活動を実施することにより、地域の安心安全な暮らしの確保を図ることを目的とする活動。

*くらしと仕事の相談窓口

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い開設。働きたくても働けない、住むところがないなど生活全般の困りごとを抱える方からの相談を受け、専任の相談支援員が解決に向けた支援を行う窓口。



障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる

1. 現状と課題

・国においては、平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)により、障がい福祉に対するニーズの多様化やよりきめ細やかなサービスの提供に対応するため、「共生社会の実現」「障がい福祉サービス提供対象者の範囲の見直し」「サービス提供体制のさらなる整備」が進められることとされました。

- ・本市においても、各種障がい者手帳の取得者の増加に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズ の多様化が進んでいます。
- ・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、就労など地域での生活支援をさらに推進するために、障がい福祉サービス提供事業所の確保が課題となっています。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)及び障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に基づいて、市民一人ひとり が障がいに対する理解を深めるとともに、虐待案件発生時の体制を強化する必要があります。
- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)に基づく市の調達実績額を上げることが障がい者の工賃上昇に繋がり、ひいては障がい者の自立を助長することになります。

2. めざすまちの姿

・市民の障がいに対する理解が進むとともに、障がい福祉サービス提供事業所の設置が円滑に進むよう取り組みます。

- ・障がい者虐待案件が発生した際に、より迅速な対応を図ります。
- ・障がい者の工賃が上昇することにより収入が増加し、自立を助長するよう取り組みます。

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
		単位			
障がい理解に関す る市民講座の参加 者数	城陽市障がい者自立支 援協議会*の活動の一 環である市民講座に参 加する年間の人数	7	142	200	250
虐待防止対策事業 の協力事業所数	虐待防止センターに係 る委託契約先の事業所 数	事業所	5	6	7
障害者優先調達推 進法に基づく調達 実績額	各年度の実績額	円	8, 879, 480	9, 500, 000	10, 000, 000
手話通訳者の登録 者数	各年度末の通訳者の登 録者数	人	19	25	30

①障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人の就労など地域での日常生活の支援、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減などの公的支援とあわせて、ボランティアによる支援活動の充実に努めます。

また、サービス提供事業所、相談支援事業所、医療機関、教育機関など関係機関の連携による「城陽市障がい者自立支援協議会」をはじめとした相談支援体制を整備します。

②障がい理解の推進

障がいに対する知識や経験を深めるため、障がい福祉関係機関と連携し、効果的かつ魅力的な 市民講座等を開催し、障がい理解の推進に努めます。

③障がい者施設からの役務や物品の調達の強化

障がい者施設からの役務や物品を優先的に調達することにより、障がい者の就労への意欲の 向上や、金銭的な自立の助長につなげます。

④手で輪を広げる城陽市手話言語条例*に基づく施策の推進

手話を使いやすい環境とするため、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」に基づき、手話を使える人を育成するとともに、手話を使いやすいまちをめざし、手話通訳者の増加を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、市民講座に参加し、障がいに対する理解を深める。また、手話によるコミュニケーション等、障がい者の日常生活を支援する。

・事業者は、障がい者に対する差別の解消に向けた取り組みを行うとともに、合理的配慮の提供に 努める。

......

6. 関連計画

- ・城陽市障がい者計画(平成24年度~平成29年度)
- ・城陽市障がい福祉計画(平成27年度~平成29年度)

用語解説

*城陽市障がい者自立支援協議会

相談支援事業所の関係者、医師、教育職員、障がい者団体の代表、関係行政機関の職員等により構成する。協議会は、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。また、協議会には、5つの専門部会を設置し、障がい者を取り巻く課題を調査・検討している。

*手で輪を広げる城陽市手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するため、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例。平成27年4月1日に京都府内初の手話言語条例として施行している。

第5節

子育てしやすい環境づくりを推進する

1. 現状と課題

・国の子ども・子育て支援の動向は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援等の充実を図るため、平成24年に「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度より子ども・子育て新制度が開始されました。

- ・本市では、平成26年度に子ども・子育て支援法に基づく「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度には、旧深谷幼稚園跡地に子育て・多世代交流施設として地域子育て支援センター*を開設しました。核家族化や人間関係の希薄化により、家庭や地域での子育て力が低下している中、今後、この地域子育て支援センターを核として、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めていくとともに、こんにちは赤ちゃん事業*により、子育てに関する相談や情報提供を行い、家庭児童相談室と連携することで、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要があります。
- ・また、女性の社会進出など就業構造の変化及び東部丘陵地等の整備による雇用増に伴う保育需要のさらなる高まりが予想され、仕事と子育ての両立支援をはじめ、多様な保育サービスへの対応が求められています。保育所及び学童保育所の待機児童ゼロ等、受け入れ態勢の維持及び充実に係る取り組みを推進する必要があります。
- ・さらに、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対して、自立支援に向けた相談援助体制 の拡充などについての検討が求められています。

2. めざすまちの姿

・地域全体で子育てを支援する体制づくりを進め、ひとり親家庭を含めた子育て世帯の孤立を防 ぎます。

......

- ・保育所及び学童保育所の待機児童ゼロ維持に係る取り組みや、多様な保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立支援を図ります。
- ・東部丘陵地等の整備による雇用増が見込まれることから、子育てしやすい環境整備を進めることで、子育て世帯の定住化をめざします。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
保育所の待機児童 数の状況	年度当初の保育所の待 機児童数	人	0	0	0
学童保育所の待機 児童数の状況	年度当初の学童保育所 の待機児童数	人	0	0	0
地域子育て支援センターの相談件数	年間の地域子育て支援 センター来所相談件数	人	336	1, 008	1, 008

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
働くことと子育て が両立できる環境 が整っていると感 じている市民の 割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	46. 7 (H28)	1	1

①仕事と家庭の両立支援

働くことと子育てが両立できる環境を整備するため、保育士の確保や計画的な施設整備、病児 保育*等の多様な保育サービスを実施します。

②豊かなコミュニケーションによる子育て支援

ひとり親家庭を含めた保護者の育児不安解消のため、地域子育て支援センターを核とした相談業務や情報提供など、多世代交流を生かした子育て支援に努めます。

③子育てしやすい環境の整備

子育て世代の定住を図るため、家庭、地域、学校、行政などの相互の連携・協力体制を充実強化するとともに、子どもたちの身近な遊び場の確保など、子育てしやすい環境を整えます。

また、子育ての負担軽減を図るため、保育所保育料については、国の定める基準額から一定の 軽減を行うとともに、第3子以降に対しては一定の所得制限を設けて無償化を図ります。

④児童虐待の未然防止

児童虐待の未然防止や早期発見の取り組みを積極的に進めるため、こんにちは赤ちゃん事業の実施や、要保護児童対策地域協議会による取り組みなど地域連携を強化します。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民や地域は、子育て世代の定住化を図るため、家庭や地域全体で子育てを支援するとともに、 子育て世代の孤立化を防ぐため、必要なときは関係機関に情報提供を行い、連携を図れる環境を つくる。

•••••••••••••••••••••••••••••••••

6. 関連計画

・城陽市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~平成31年度)

用語解説

*地域子育て支援センター

子育て支援に関する施策を総合的に推進するとともに、地域や多世代の交流に寄与することを目的として、子育 て支援機能と多世代交流機能を併設した施設。

*こんにちは赤ちゃん事業

乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭(すでに新生児訪問事業等による訪問を受けた家庭を除く)を訪問する事業。

*病児保育

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

第6節

高齢者福祉を充実する

1. 現状と課題

・平成28年版高齢社会白書によると、我が国における平成27年10月現在の高齢化率は26.7%で、今後、平成47年には33.4%に達し、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会となることが予測されています。本市においても高齢化率は、年々高くなってきており、平成27年10月で30.7%と国を上回っている状況となっています。

- ・地域密着型サービス等の介護基盤の整備を進め、平成28年3月現在では「小規模多機能型居宅介護事業所*」6カ所、「認知症高齢者グループホーム*」7カ所、「認知症高齢者デイサービス*」3カ所となっています。また、平成24年度には80床の特別養護老人ホームの増床整備も行いました。
- ・高齢者が自立した生活が営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケア*」の実現に取り組むとともに、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年度を見据えた計画の策定が必要です。
- ・社会参加や交流を促進し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりの充実が求められています。
- ・ 高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者等にやさしい地域づくりが必要です。

2. めざすまちの姿

- ・介護施設を整備することにより、適正な介護サービスが受けられるようにします。
- ・地域包括ケアを実現することにより、いつまでも住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営 めるようにします。

・老人福祉センターや高齢者クラブ等における活動を支援することにより、生きがいづくりや社 会参加活動を推進します。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
高齢になっても安 心して地域で暮ら せると感じている 市民の割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	65. 1 (H28)	1	1
認知症サポーター*養 成講座受講者	認知症サポーター養成 講座受講者数の累計	人	1, 408	2, 300	3, 000
生きがい活動の場 (老人福祉センタ ーのサークル数)	老人福祉センターのサ ークル数	サークル	67	68	69
生きがい活動の場 (単位高齢者クラ ブ数)	単位高齢者クラブの数	クラブ	69	70	70

(1) 高齢者が安心できる福祉サービスの提供

住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう「地域包括ケア」の実現に取り組みます。

また、地域包括支援センターを拠点として、介護予防のケアマネジメント事業、権利擁護事業、総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実に努めます。

さらに在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進に取り組みます。

②高齢者の生きがい活動の支援

高齢者の生きがいづくりや社会貢献、就業などの社会参加活動を推進するため、老人福祉センターや高齢者クラブ、シルバー人材センターにおける活動を支援します。

③介護予防の推進と適正な介護保険事業の運営

高齢期になってもできるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるように 介護予防の推進に努めます。

また、介護保険事業の計画的かつ適正な運営に努めます。なお待機者の多い特別養護老人ホームなどの老人福祉施設について、京都府、事業者などと連携して、施設を整備しサービスの充実に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、生きがいづくりや社会活動へ参加し、要介護状態にならないよう介護予防に取り組む。
 - ・地域は、高齢者が安心して暮らせるよう見守りを行う。

6. 関連計画

・城陽市高齢者保健福祉計画・第6期城陽市介護保険事業計画(平成27年度~平成29年度)

用語解説

*小規模多機能型居宅介護事業所

1つの拠点で、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」を組み合わせてサービスを提供する事業所。365日身近な地域の中で、顔なじみの介護職員から様々なサービスを受けることができるのが特徴で、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援を行うもの。

*認知症高齢者グループホーム

比較的安定した認知症の状態の方の入居施設で、共同生活の中で入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供する事業所。

*認知症高齢者デイサービス

介護が必要な認知症高齢者等が利用できる通所施設で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供する事業所。

*地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本として、生活上の安全・安心・健康を確保するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が、日常生活の場である日常生活圏域において包括的・継続的に提供されること。

*認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者。

第7節

市民の健康を守る

1. 現状と課題

・近年、本市では全国と同様に急速な高齢化や生活習慣の変化により高血圧症・脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。これに伴い虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病の合併症などを引き起こすことで医療費が増大し、また介護が必要な人が増大しています。

- ・このような中で、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、「健康寿命の延伸」を図る必要があります。生活習慣病は自覚症状の無いことが多く、早期発見・早期治療のためには、各種の健(検)診等を受診する必要があることを、市民自らが認識してもらえるよう、さらなる啓発を図り、市民自らの健康意識の改革を促すことが引き続き重要な課題と考えます。また、生活習慣病の重症化予防についても、重要な課題と考えます。
- ・国民健康保険については、被保険者の高齢化や生活環境の変化に伴う生活習慣病の増加、医療の高度化などにより、医療費は年々増加傾向にあります。一方で、高齢者の増加や、近年の景気低迷等によって、被保険者の負担能力は低下しており、国民健康保険の運営は、厳しい状況にあります。
- ・周産期にある者や子育て世代、障がい者、ひとり親家庭、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、経済的な負担の軽減を図る必要があります。なお、子育て支援医療においては、子育て世代の経済状態にかかわらず、安心して医療を受けられるよう、医療費負担を軽減する対象者の拡大に努めてきました。

2. めざすまちの姿

・定期的に健(検)診を受けて自分の健康状態を把握できる環境づくりに努めます。

......

- ・自分の体の状態に応じた生活習慣の改善等、健康づくりを支援します。
- ・医療制度の適正な運用により、誰もが安心して医療を受けられるよう取り組みます。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
特定健康診査*受診率	城陽市国民健康保険加 入者における特定健康 診査受診率	%	43. 3 (H26)	60. 0	60.0
特定保健指導*実施率	城陽市特定健康診査に おける保健指導実施率	%	21. 1 (H26)	60. 0	60. 0
乳幼児健康診査の 受診率(3か月健 診)	受診者数/対象者数	%	97. 8	1	1

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
自主的に健康づく りを行っている市 民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	59. 0 (H28)	1	1
ジェネリック医薬 品*使用率	ジェネリック医薬品の 数量/(ジェネリック 医薬品のある先発医薬 品の数量+ジェネリッ ク医薬品の数量)	%	53. 0	60. 0	60. 0

①健(検)診、保健指導を受診しやすい体制の強化

各種健(検)診、保健指導の受診率を上げるため、市民ニーズを把握するとともに、医師会等 関係機関との連携体制の強化に努めます。

••••••••••••••••••••••••••

②市民の健康意識向上のための環境整備

広報、健康教室、個別通知等により、生活習慣病の予防等、健康に関する情報の提供に努めます。 また、健康相談、訪問指導を通じて個々の健康状態にあわせた保健指導に努めます。

③医療体制の充実

緊急に医療を必要とする市民に対応するため、応急的な治療を行う休日急病診療所の運営や 分娩施設の確保など、周産期・小児医療体制の充実を図ります。

4 国民健康保険の充実

保健、福祉と連携した健康づくりに関する事業を積極的に推進し、疾病予防に努めるととも に、医療費の適正化や国民健康保険料の適正な賦課を通じて国民健康保険の安定的な運営に努 めます。

⑤総合的な医療支援の充実

健康の保持と必要な医療を確保するため、医療保険の適正な運営や疾病の予防等、保健事業を 推進します。

また、経済的な負担軽減を図るため、子育て支援医療、心身障がい者医療、ひとり親家庭医療、 老人医療、不妊治療等医療費の助成を行います。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自分の健康は自分がつくるという思いを持って、積極的に健康づくりに取り組む。
- ・市民は、健診を進んで受診するなど、自分の身体の状態を知るように努めるとともに、規則正しい生活を心がける。

・市民は、医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品を積極的に選択する。

6. 関連計画

- ・第2次城陽市健康づくり計画<健康じょうよう21> (平成26年度~平成35年度)
- ・第2期城陽市特定健康診査等実施計画(平成25年度~平成29年度)

用語解説

*特定健康診査

糖尿病などの生活習慣病、特にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする人を的確に抽出することを目的に行われる健康診査。

*特定保健指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクや生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人などを対象に行う、生活習慣を改善するための支援(保健指導)。リスクの度合いに応じて「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に分類され、それぞれ必要に応じた支援を行う。

*ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは後発医薬品とも呼ばれ、効き目や安全性が実証されている医薬品(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された低価格な医薬品。ジェネリック医薬品の価格は先発医薬品の7割~3割であることから、ジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費負担が軽減できる。



3歳児健康診査

第1節

学校教育を充実する

1. 現状と課題

・幼稚園教育・学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健康な体など「生きる力」を育むことが重要な課題であり、社会変化に柔軟かつ的確に対応する能力の育成や資質の向上が求められています。

- ・学力向上に向け、学力診断テストや全国学力・学習状況調査などの結果を活用し、個に応じた指導や授業改善に努めています。教職員の資質向上も課題であり、実践的な指導力を育成するため、教職員研修についてさらに充実を図る必要があります。
- ・不登校やいじめ問題に対してスクールカウンセラー*や心の教室相談員*などを、また、生徒指導上の問題やトラブルの未然防止に、生徒指導全般の補助を行う職員を配置しています。
- ・障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな支援を就学前から 中学校卒業後まで一貫して行う「特別支援教育」をさらに推進します。
- ・就学前教育に対するニーズが多様化する中、今後も公立幼稚園の充実と私立幼稚園の支援に努める必要があります。

2. めざすまちの姿

・幼稚園・学校・家庭・地域社会が連携し、地域の子どもたちが周囲の人々の愛情や信頼、期待等 に「包み込まれているという感覚」を実感できるようにします。

・確かな学力(知)、豊かな人間性(徳)、たくましい心身(体)の調和がとれた子どもを育てます。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
コミュニティ・スク ール*による事業	コミュニティ・スクー ルを実施する小中学校 のコーディネータ配置 校数	校	0	10	15
学校が楽しいと感 じている児童生徒 の割合	中学校生徒アンケート による回答結果	%	74. 5	79. 8	85. 0
不登校児童数の割 合 (小学校)	欠席日数が年間30日 以上の児童数の割合	%	0. 47	0. 40	0. 30
不登校生徒数の割 合 (中学校)	欠席日数が年間30日 以上の生徒数の割合	%	3. 10	2. 70	2. 30
幼児教育センター 利用者数	市立幼稚園に設置して いる幼児教育センター の利用者数	人	961	1, 386	1, 500

①学力向上事業の充実

学力の基礎・基本の定着をめざし、「読み・書き・算数・表現力」の伸長を大切にした取り組みを推進します。

児童生徒の学習状況を把握し、個に応じた指導の充実を図ります。

教員の授業力向上のために、研修会や実践交流会を実施します。

城陽の未来を担う子どもの教育研究費補助金を設置し、学校における教育研究のさらなる推 進を支援します。

②学校運営協議会の推進

学校運営協議会制度の定着に向けて、市民や地域の人々を対象とした研修等を実施します。 家庭・地域・学校が連携し、一体となってより良い学校教育の実現に取り組みます。

③不登校対策事業の充実

スチューデントリーダー*や心の教室相談員を配置するとともに、城陽市適応指導教室との連携を強化し、各学校での不登校対策を進めます。

④いじめ対策事業の充実

「城陽市いじめ防止基本方針」を基にいじめ問題等様々な生徒指導上の問題に対して、スクールカウンセラーや心の教室相談員等を配置し、トラブルの未然防止に努めます。

⑤読書活動の推進と図書館教育の充実

「城陽市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、家庭や学校、地域が一体となり、子どもの読書活動を推進します。

また、ボランティアや学校図書館司書の活動の充実、市及び府の図書館との連携を強化し、図書館教育の充実に努めます。

⑥城陽子ども文化・科学賞の設置

児童生徒の自主的な研究や創作における成果や結果等について、特に優れたと認められるものを表彰し、児童生徒の「学びへの努力」と教職員や保護者の「子どもたちへの支援」を称えます。また、表彰制度を通じて、学校教育や家庭教育について保護者や市民等の関心と理解、支援の機運を一層高めます。

⑦公立幼稚園の充実

幼稚園教育要領に基づき、創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある園づくりに努めます。

また、幼児教育センターや遊びの広場など、地域の子育て支援事業を行います。

さらに、障がいのある幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じ、特別支援加配教諭の配置等きめ 細かい指導に努めます。

⑧幼稚園・小中学校の連携促進

幼稚園と小学校、小学校と中学校とが連携し、児童生徒の育成について、教育環境の整備に努めます。

9特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成し、個性や能力の伸長に努めます。

また、「交流や共同学習」を推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会への啓発に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、読書ボランティアや社会人講師等、学校の活動について、協力支援を行う。

- ・市民は、城陽子ども文化・科学賞に積極的に応募する。
- ・地域は、学校運営協議会制度により、開かれた学校づくりの協力支援を行う。
- ・地域は、いじめや不登校に関心を持ち、地域全体で子どもたちを見守る。

6. 関連計画

・城陽市子どもの読書活動推進計画(平成29年度~平成38年度)

用語解説

*スクールカウンセラー

不登校、いじめ問題等対策のために臨床心理士を配置し、児童生徒や保護者からの相談を受けたり、教職員へのアドバイスを行う。

*心の教室相談員

スクールカウンセラーの補完として不登校、いじめ問題等対策のために学校に配置。児童生徒や保護者からの相談を受けたり、教職員へのアドバイスを行う。

*コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を設置している学校を指す。学校運営協議会は保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べる等の取り組みを行う。

*スチューデントリーダー

生徒指導上の問題対策のために教員免許を持つ者を学校に配置。校内外の巡視、校内指導体制の補助等を行う。



司書による読み聞かせ

第3章 "笑顔輝く"愛着と創造力を育むまち〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

第2節

教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

1. 現状と課題

・小中学校施設の耐震化については、構造部材の耐震化を達成し、普通教室の空調設備整備についても完了しました。今後、施設の長寿命化を念頭に置いた大規模改修、通学路の安全確保など、安全かつ快適な学校環境づくりを計画的に進めていく必要があります。

- ・スマートフォンをはじめとするインターネットの普及など高度情報化による新たな形のいじめ や犯罪被害、薬物乱用その他凶悪犯罪など、低年齢化している青少年問題は深刻な状況にありま す。青少年健全育成市民会議など青少年育成関係団体とのさらなる連携が必要です。
- ・社会全体のモラル低下や価値観の多様化が進むとともに、家庭を含めた地域社会における人間 関係の希薄化や社会の基本的なルールへの認識が弱まるなど、様々な課題が指摘されています。
- ・子どもたちの健やかな成長に資する小中学校完全給食を実施するとともに、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるため、地元食材の利用促進により地産地消を進めていますが、大量調理に利用可能な供給者と体制の確保が課題となっています。

2. めざすまちの姿

- ・児童・生徒が安心して生活できるまちづくりを行います。
- ・児童・生徒が快適に学べる教育環境を整備します。
- ・青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざします。
- ・青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。
- ・給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるとともに、 地元野菜の利用促進により地産地消をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
校舎大規模改修実 施済校舎の割合	市内小中学校 1 5 校に おける校舎等の大規模 改修実施済棟数/保有 棟数	%	63. 5	72. 9	83. 3
青少年健全育成施 策への参加者数	各種事業への参加人数	人	2, 804	2, 850	2, 900
城陽産食材使用割合	給食の城陽産食材使用 量/全使用量	%	6. 9	10. 0	10. 0

4. 施策の展開

①校舎大規模改修の実施

児童・生徒等が安心して過ごせる校舎等を実現するため、非常時において避難所となる校舎、 体育館の非構造部材の耐震化などの対策を行い、安全性を一層向上させ、施設の長寿命化にも配 慮した大規模改修を進めます。

②通学路安全対策の推進

児童・生徒の通学時の安全確保を一層充実するため、通学路の安全点検、安全対策を実施します。

③社会環境の再構築

人間関係のつながりや社会のルールについて青少年が理解を深めるため、家庭や地域、学校の 役割をお互いが自覚し、協力し合う社会環境の再構築に努めます。

また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境または行為から青少年を保護するため、警察等と連携した見回り活動や環境整備に努めます。

④青少年健全育成体制の充実

青少年の健全育成に係る施策について中長期的な視点に立って、計画的かつ総合的に推進します。

また、青少年健全育成団体などが実施している取り組みを周知するため、広報活動を充実します。

さらに、青少年健全育成市民会議の各種活動への支援を行うとともに、地域の青少年育成団体 との協働により、青少年の社会参加への支援を進めます。

⑤豊かな体験活動の推進

青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。 また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。

さらに、城陽の歴史や文化を学ぶ機会を創出することにより、地域への理解と愛着を深め、創造力豊かな青少年を育成します。

⑥子どもの居場所づくりの推進

学校やコミニュティセンターなどの公共施設を、子どもの安心・安全な居場所として活用し、 地域社会の中で、子どもたちを心豊かに健やかに育てる環境づくりを推進します。

⑦地元野菜の利用促進

給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等について理解を深めるととも に、地元食材の利用促進により地産地消に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、地域・学校を核としたボランティア活動や、子どもたちが様々な人に出会う交流の機会 や多様な体験活動に積極的、自発的に参加し協力する。

- ・ボランティア団体は、継続可能なボランティア活動の開拓と後継者を養成する。
- ・地域は、地域の子どもと積極的に関わり、見守る。
- ・市民は、子どもの育成に関する学習会に積極的に参加する。

6. 関連計画

なし

第3節

生涯学習・社会教育を充実する

1. 現状と課題

・生涯を通じて市民の多様な学習意欲を充たし、市民自らの生活の向上・充実につながる内容と地域の特性を生かした多様な学習機会の提供が求められています。また、個人の尊厳と人権が尊重される社会が実現されるよう配慮した生涯学習事業を実施する必要があります。

- ・家庭・地域・学校が連携し、社会全体での子どもの教育の推進が求められており、学校支援地域本部事業*等を活用・充実していく必要があります。
- ・地域の力を活用するため、市民の学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが求められて います。
- ・社会教育関係団体の活発な活動を期待し、支援を行っていますが、団体数が多く、施設予約が競合することもあり、支援内容の検証、検討が必要です。
- ・図書資料を充実するとともに、保育園・幼稚園、学校、ボランティアグループ、関係機関と連携 し、図書館を核とした読書活動を推進していく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を充たすため、市民自らの生活の向上・充実に向け積極的に学習に取り組める機会や場を提供します。
- ・個人や地域の力により、より良い地域社会となることをめざし、地域全体で子どもの教育を行います。

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
000000000000000000000000000000000000000	170-71	単位	NIC.		10 1 200 1 1
生涯学習事業参加 者数	生涯学習事業への参加 者数	人	2, 066	3, 300	3, 300
学校支援地域本部 事業・放課後子ども 教室実施校の数	学校支援地域本部事業・放課後子ども教室を行っている小・中学校の数	校	6	12	12
	学校支援地域本部事業 に携わっている市民の 人数	人	1, 062	2, 706	2, 706
市立図書館・コミュニティセンター図書室における市民 一人当たりの図書 等の貸出点数	市民一人当たりの貸出点数	点	6. 2	6. 4	6. 6

①生涯学習推進体制、生涯学習施設の整備・充実

市としての生涯学習のあり方を検討し推進していくため、社会教育委員会等で引き続き議論します。

また、生涯学習の拠点である文化パルク城陽や公民館等の老朽化に対応するため、利用のあり 方も含めた整備等を検討します。

②学習機会の充実と学習支援

生涯を通じて市民の多様な学習意欲を充たし、市民自らの生活の向上・充実につながる内容、 地域の特性を活かした多様な学習機会として「城陽市民大学*」等の提供に努めます。

③地域社会の教育力の向上

生涯学習事業を通じた地域・家庭の教育力の向上に努めるとともに、学習結果が地域に還元されることで、より良いまちづくりをめざします。

また、家庭、学校、地域の3者が連携し、地域全体で青少年の育成に取り組むとともに、市民の豊かな文化を育みます。

④図書館の充実

幼児・児童図書を充実するとともに、利用者ニーズに合った図書資料の選書・更新について検 討します。

また、府・市の「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づき、保育園・幼稚園、学校、ボランティアグループなどとの連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。

•••••••••••••••••••••••••••••••••••••

5. 市民ができること・地域ができること

- ・各々の団体が、自主的・積極的に活動する。
- ・市民は、利用者同士が配慮しながら施設の利用を行う。
- ・市民は、積極的に図書館・コミュニティセンター図書室を利用する。

6. 関連計画

- 城陽市生涯学習推進計画(平成29年度~平成38年度)
- ・城陽市子どもの読書活動推進計画 (平成29年度~平成38年度)

用語解説

*学校支援地域本部事業

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められている。

学校支援地域本部は、学校だけが教育の役割と責任を負うのではなく、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とし、ひいては学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をそのねらいとしている。

*城陽市民大学

市民の方々が、自分の生きがいや自己実現を探求するお手伝いの場として、城陽市教育委員会が主催する生涯学習事業。自然・科学、健康、郷土学、教育、ライフ、人間等、様々な分野からなるコースを設けて、自己学習の支援を行う。毎年コースの見直しを行い、平成28年度は新たに特設講座、特別連携講座を設け、更に充実した内容で学習をサポートする。

第4節

文化芸術を振興する

1. 現状と課題

・本市には縄文時代から奈良時代までの6件の国指定史跡があり、正道官衙遺跡・森山遺跡・芝ヶ原古墳の整備に引き続き、平成26年度から久津川車塚古墳の整備事業を行っています。

- ・歴史民俗資料館では、調査研究活動の成果をもとに小中学生や高齢者を対象とした授業や教室 を開催するなど普及活動の充実に努めています。
- ・新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより今後かつてない交流人口の増加が見込まれることから、市民とともに地域資源の魅力を発信し、市外から多くの人を呼び込む事業方法を確立するため、市内の文化財を自然・文化・産業などとともに地域資源として活用するエコミュージアムの運営準備を進めています。
- ・文化財の保存・活用に市民が関わる体制づくりが課題となります。
- ・市民のふるさとに対する誇りと愛着心を育む事業方法の確立が課題となります。
- ・市、市民、文化団体などとの協働により、文化芸術活動を推進しています。また、市における文 化芸術活動の発掘と支援を検討しています。

2. めざすまちの姿

・文化財を保存・継承することにより、市民がふるさとに対する誇りと愛着心をもてるまちをめざ します。

- ・市民との協働で、文化財、文化芸術を自然・文化・産業とともに地域資源として活用し、新名神 高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより増加が見込まれる交流人 口を市内に呼び込み、にぎわいと活力のあるまちをめざします。
- ・エコミュージアム中核施設・文化財の調査研究施設である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの 地域資源を次世代に伝承していくまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
市指定文化財数	市指定文化財数	件	32	37	42
歴史民俗資料館来 館者数	年間の歴史民俗資料館 来館者数	人	11, 462	12, 540	13, 470
エコミュージアム 参加者数	年間のエコミュージア ム事業参加者数	人	-	4, 000	6, 500

①文化財の保護と活用

文化財の保護・保全及び活用に向けて、文化財およびその周辺の環境整備や適正な維持管理を 行うとともに、発掘調査を実施し、適切な保存のための資料作成を行います。

久津川車塚古墳をはじめとする国の史跡指定地について、城陽市史跡整備委員会からの意見 を踏まえた整備計画を策定し、計画的に整備します。

また、建造物や仏像などの文化遺産の保全に努めます。

②文化財保護意識の普及・啓発

市民の文化財保護意識向上のため、文化財保護意識の普及・啓発活動により、文化財愛護精神の涵養に努めます。

また、市民の郷土愛を育むため、地域の歴史や伝統文化・芸術について積極的に紹介し、理解と愛着心の醸成に努めます。

③歴史民俗資料館の充実

ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくため、市民ニーズに応じた常設展示や企画展示などの充実に努めます。

また、文化歴史民俗資料、古文書、民俗民具などの調査研究を進めるとともに、学校教育と連携し、利用促進に努めます。

④エコミュージアムの推進

市内の自然・文化・産業などとともに文化財を地域資源として市民と共に活用する体制を構築し、市民がふるさとに対する誇りと愛着心を持ち、広く市外に本市の魅力を発信し、多くの人を呼び込めるように努めます。

⑤文化芸術活動の推進・充実

文化芸術推進会議を引き続き開催し、市の文化芸術について検証、発展していくための方策を検討します。

また、市民の文化芸術活動への補助など、市民の文化活動に対する支援を行います。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、自然・文化・産業などと同様に、市内の文化財を地域資源として保存・活用することに 積極的に関わり、ふるさとに対する誇りと愛着心をもつ。

6. 関連計画

· 城陽市文化芸術振興計画(平成29年度~平成38年度)

第5節

スポーツ・レクリエーションを振興する

1. 現状と課題

・健康増進への市民意識が高まり、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備が求められています。

- ・スポーツ関係団体やスポーツ推進委員と共に、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動のプログラムやスポーツ施設情報の提供など市民ニーズにあわせたサービスを提供してきており、一定の成果をあげています。
- ・城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設の老朽化が進行していることから、 更新が必要となっています。
- ・健康寿命を延ばし医療費を抑制するため、市民一人ひとりが主体的、日常的に健康づくりに取り 組み、スポーツ・レクリエーションを楽しむ施策の充実と市民理解を深める必要があります。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市域におけるスポーツ等の活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

2. めざすまちの姿

・市民一人ひとりが主体的、日常的に、城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。

- ・あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって 暮らせる社会づくりをめざします。
- ・各種スポーツにおいて本市出身の選手が活躍することを支援するなど、スポーツのまち城陽と してまちの活性化をめざします。
- ・市民が京都サンガF.C. の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

まちづくり指標名	説明	現状値		5年後の目標	10 年後の目標
		中心			
市民一人当たりの スポーツ施設利用 回数	年間市公共スポーツ施設利用者総数/人口	回	4. 0	4. 1	4. 3
全国スポーツ大会 出場人数	スポーツ振興事業費助 成金交付者数(団体含む)	人	57	60	65
京都サンガF.C. のホームタウンで あることを認識し ている市民の割合	まちづくり市民アンケ 一ト結果	%	81.5 (H28)	1	1

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
総合運動公園宿泊 施設の宿泊者数	総合運動公園宿泊施設 の年間宿泊者数	人	15, 821	17, 500	19, 000

①スポーツ・レクリエーション活動の推進と共生社会の実現

生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる教室や大会などの開催、支援に努め、 地域コミュニティの再生や地域住民の健康の保持増進に向けて、総合型地域スポーツクラブの 育成を支援し、子どもの外遊びやスポーツ活動を通じた体力づくりの機会や場を提供します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市内に所在する拠点施設での活動を支援するとともに、障がい者が精神的及び身体的な能力等を伸ばし、効果的な社会参加を促し、障がいのある者と障がいのない者がスポーツを通して、共に親しめる仕組みづくりを進めます。

②スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民ニーズを把握し、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽 市総合運動公園、市民プール等の施設の更新に努めます。

また、アイリスイン城陽、プラムイン城陽については、老朽化する施設の更新に努めるととも に、スポーツ施設と連携した利用促進に努めます。

③木津川運動公園の早期完成

京都府が整備する木津川運動公園は、広域的な都市公園として、広大な芝生広場や多目的広場などが整備され、一部施設が供用開始されていますが、引き続き、子どもから高齢者まで幅広い人々がスポーツ・レクリエーションを楽しめる施設として、早期の完成を求めていきます。

④各団体との連携(支援)と指導者の育成

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを取り込み、活動できるよう、体育協会(体育振興会、スポーツ団体連合会)、スポーツ少年団などとの連携及び育成、支援を図ります。

また、親しみやすいスポーツ・レクリエーションの振興を目的として、機会および場づくりに 努めるとともに、初心者に対して活動の普及と定着に向け、スポーツ推進委員を中心とした指導 者の育成に努めます。

⑤京都サンガF. C. の支援

国際競技力の向上にも寄与する京都サンガF.C.を市民とともに支援し、京都サンガF.C. を城陽市のシンボルとした市民が誇れるまちづくりを進め、まちの活性化に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、一人ひとりが健康づくりに取り組む重要性を理解し、主体的、日常的にスポーツ・レク リエーションを楽しむ。
- ・体育協会等は、スポーツ・レクリエーション事業に取り組み、地域スポーツ推進等の中心となって市民がスポーツに楽しめる機会を提供する。
- ・スポーツ少年団等は、地域の青少年のスポーツ活動等を支え、将来の市民のリーダーとなる人材 を育てる。
- ・市民は、市民総合体育大会、区民運動会などに積極的に参加し、地域のつながりを大切にする。
- ・市民は、スポーツ施設の利用を適切に行う。
- ・市民は、京都サンガF. C. のホームタウンとしてサンガの応援に努める。

6. 関連計画

·城陽市生涯学習推進計画(平成29年度~平成38年度)



京都サンガ F.C.ホームゲーム



京都サンガ F.C.サポーターの応援風景



ファミリーバドミントン大会の様子

第4章 "生活輝く"自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

第1節

魅力的な住環境をつくる

1. 現状と課題

・快適な都市空間を確保し、良好な住環境を形成するためには、適正な開発行為に誘導する必要が あります。

- ・既成市街地においては、密集市街地や住宅の老朽化が著しい地域が存在しています。このような地域では、火災や地震などの災害発生時に被害が拡大しやすいため、道路、公園などの公共施設整備や建築物の不燃化・耐震化に努めるなど災害に強いまちづくりを進めるとともに、利便性や居住性の高い都市型住宅の供給を促進することが課題となっています。
- ・社会情勢の変化や大規模な事業の進捗に伴い、本市の状況は大きな変化が見込まれており、その 変化を含め、将来を見据えた土地利用構想の各ゾーニング等について、検討が必要となります。
- ・現在も屋外広告物の実態把握を行っており、違反広告物に対して指導・除去等の取り組みを行っていますが、違反広告物が引き続き見られます。
- ・本市において、新たに開発できる空地が減少していることから、開発行為による新たな住環境の 整備が進まないことが課題です。
- ・現在の空き家バンク制度の充実・拡大を図り、転入者及び定住人口の増加を図る必要があります。

2. めざすまちの姿

・将来的な市民ニーズに沿った、市としての土地利用構想に合わせて規制・誘導を行うことにより、安全で快適な住環境の形成を図ります。

- ・屋外広告物の適正な規制・誘導により、秩序ある良好な市街地景観を創出します。
- ・開発事業者に対して「城陽市開発指導要綱」に基づく協議を行い、良好な都市環境の形成を推進 します。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
中高層マンション 建設等による流入 世帯数 (寺田駅周辺 区域)	流入世帯数	能 世	I	80	220
空き家バンク利用 件数	年間利用件数	件	10	20	30

①秩序ある建築の誘導

秩序ある建築を誘導するため、市の土地利用構想に基づき、将来の市街地像に即した用途や建築物の高さなどの規制・誘導を行います。

②屋外広告物の適正な規制・誘導

屋外広告物の実態把握を行うとともに、良好な景観形成を推進するために、適正な規制・誘導を行います。

③密集市街地の改善と良質な民間開発の誘導

安全で快適な住環境を確保するため、密集市街地などにおいては、地域住民と協力して老朽木 造建築物の更新を促進するとともに、道路、公園などの公共施設の確保に努めます。

また、良質な住宅の供給を促進するため、開発事業者や施工者に対して、適切な事業の実施に向けて誘導します。

4多様な世代が住まう住宅地の形成

既存住宅の老朽化や世帯の高齢化、市内在住の若年層などの住み替え需要や世帯分離の受け 皿に対応し、また、若年層の転出抑制を図るため、都市計画の見直し、駅周辺の高度利用の促進 を図ります。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、土地利用構想の策定にあたり、市の将来像について意見を述べる。
- ・市民は、空き家等の住宅ストックの有効活用に協力する。
- ・開発事業者は、良好な都市環境の形成に努める。

6. 関連計画

- ・城陽市都市計画マスタープラン (平成30年度~平成39年度)
- 寺田駅周辺施設整備計画 (案)

第4章 "生活輝く"自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

第2節

緑豊かなまちを実現する

1. 現状と課題

・本市においては、木津川の流れや東部の丘陵部を中心に広がる緑豊かな山林・緑地など自然環境 に恵まれ、また、古墳や史跡などの歴史的資源が数多く存在しています。

- ・市内に点在するいわれのある樹木等の「名木・古木」への認定、さらに結婚・誕生記念の植物の 配布、花いっぱい運動、緑化フェスティバルの開催など市民参画による緑化推進に取り組んでい ます。
- ・今後は、緑化推進の効果を高めていくために、市民団体等との連携を強化し、協働による取り組 みを一層充実していく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・受け継がれてきた緑を守り、次世代へと継承するまちをめざします。
- ・市民が緑化に取り組み、まちに花と緑を拡げます。
- ・緑を生かした安全・安心なまちをめざします。
- ・市民生活、生態系を考慮した水と緑のネットワーク*を形成します。
- 協働して緑化を進めるまちをめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
緑化フェスティバ ル参加者数	緑化フェスティバルの 参加者数	人	10, 000	11, 000	12, 000
水や緑などの自然 環境に満足してい る市民の割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	77. 8 (H28)	1	1

4. 施策の展開

①都市緑化の推進

市民、地域、企業等による都市の緑化を推進するため、鴻ノ巣山や優良農地、寺社仏閣の緑の保全を行うとともに、住宅地や道路の緑化に努めます。

また、地域の緑化のシンボルである「城陽市名木・古木」について「保全に関する指針」に基づき、樹木管理者、市、市民が協力して保全に努めるとともに、市民の緑化意識の高揚に努めます。

さらに、緑化フェスティバルなどのイベント等を通じて緑化意識の啓発を一層推進するとと もに緑化に必要な支援を行います。

②公園・緑地の整備及び維持管理

都市環境や都市景観の向上とともに災害に対する都市の安全性を確保するための整備とその 維持管理に努めます。

また、これまで進めてきた公園のリニューアルに係る取り組みを引き続き進めるとともに、広域的な総合スポーツ公園として、城陽五里五里の丘(木津川運動公園)の北区域の整備促進を府に要望します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民一人ひとりが、まちに愛着を持ち、緑のまちづくりの主役としての責任感と自覚を持ち、緑のもたらす機能を理解し、緑とふれあう機会に積極的に参加する。
- ・市民は、自宅の庭や地域の公園など、身近な緑づくりに取り組む。

6. 関連計画

・城陽市緑の基本計画(平成25年度~)

用語解説

*水と緑のネットワーク

森林、公園、緑地、小中学校などの緑の多い場所を、街路樹や河川沿い、民有地などの緑で結び、生物多様性に配慮したネットワークの創出をめざすもの。



城陽五里五里の丘で開催される城陽市緑化フェスティバル

第4章 "生活輝く"自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

第3節

上下水道の適切な管理運営を図る

1. 現状と課題

・本市の水道事業は、昭和39年に一部地域に給水を開始し50年が経過しています。これまでに整備してきた水道施設が更新の時期を迎えているとともに、東日本大震災や熊本地震に学び、水道施設の耐震化対策が急務となっています。

......

- ・給水人口の減少に伴い、基幹収入である水道料金は、平成9年度をピークに減少しています。引き続き公営企業として事業を行うためにも、アセットマネジメント*等により自らの経営状況を的確に把握し、徹底した効率化・経営の健全化を行う必要があります。
- ・本市の下水道事業は、木津川流域関連公共下水道として昭和58年に着手し、平成2年4月から 一部供用開始を行い、平成19年度事業をもって市内のほぼ全域の整備を終えています。
- ・平成26年度の下水道の人口普及率は99.0%、これに対する水洗化率は91.6%に達していますが、更なる水洗化率の向上を進め、経営の健全化を図る必要があります。
- ・建設から維持管理の時代に移行しており、昭和58年度以降整備された下水道管については、順 次耐用年数を迎えることとなります。

2. めざすまちの姿

- ・安心安全な水道水の供給などの給水サービスを継続・持続します。
- ・水道施設の維持管理を着実に実施します。
- ・適正な水道料金を基に、健全な水道事業を経営します。
- ・下水道管の維持管理・更新等を着実に実施します。
- ・適正な下水道使用料を基に、健全な公共下水道事業を経営します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
有収率	水道料金の対象となっ た水量/配水量	%	98. 4	1	1
公共下水道の水洗 化率	水洗化人口/処理区域 内人口	%	92. 0	95. 0	97. 5

4. 施策の展開

①新水道ビジョンの策定

平成30年度から平成39年度までの10年間における、今後の水道事業に関する重点的課題を整理し、その課題に対処するための具体的な施策などを示す「みちしるべ」となる、新水道ビジョンを策定します。

②経営戦略の策定

施設の老朽化に伴う更新や耐震化、給水人口の減少に伴う料金収入の減少により経営環境が 厳しさを増しており、不断の経営健全化の取り組みが求められていることから、水道事業・公共 下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画を 策定します。

③水道施設・下水道施設の計画的な更新

水道水の安定供給、適切な下水道管の維持管理とともに、災害対策や経営の効率化を考慮した 新水道ビジョンや下水道管の長寿命化計画などの計画に基づき、上下水道施設の更新・耐震化を 推進します。

④未接続世帯・未接続の事業所の公共下水道への接続

公共下水道については、健康で快適な文化的な生活を送るとともに、環境負荷軽減に不可欠なものであることから、公共下水道に未接続の世帯、事業所に対する普及啓発活動を継続します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民及び事業者は、速やかに下水道に接続する。
- ・市民及び事業者は、受益者負担の原則に基づき、水道料金、下水道使用料を支払う。

6. 関連計画

- ・新水道ビジョン (平成30年度~平成39年度)
- ・水道事業経営戦略(平成31年度~平成40年度)
- ·下水道事業経営戦略(平成31年度~平成40年度)
- 公共下水道の長寿命化計画

用語解説

*アセットマネジメント

日常点検や修繕などにより施設を適正に維持管理する中で、中長期的な更新需要見通しや財政見通しを作成するとともに、その結果について事業を実施するための各種計画等に活かしていくなど、資産を総合的に管理する手法。



自然ろ過施設

第4節

安全で快適な道づくりを推進する

1. 現状と課題

・道路は、市民生活や経済・社会活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害時における避難や復旧に欠かすことのできない施設です。

- ・本市は古くから京都と奈良を結ぶ交通の要衝として南北の道路は発達していますが、東西方向 の道路網が脆弱なため、都市計画道路の早期整備が課題となっています。
- ・交通渋滞の緩和と市内の東西方向の円滑な交通を確保するため、都市計画道路塚本深谷線の整備を引き続き進めていく必要があります。
- ・また、生活道路については、「安全・安心みちづくり事業」において交差点改良や踏切改良、歩道整備、バリアフリー化などを、「住みよいみちづくり事業」においては老朽化側溝の改修を計画的に進めています。
- ・さらに、地域提案型道路事業としてスタートした「市民が主役のみちづくり事業」により多様化 する道路に対する住民ニーズの視点から安心安全なみちづくりを実施しています。
- ・今後も、新名神高速道路の整備促進にあわせ、交通渋滞の緩和や市内交通の円滑化、安心安全な みちづくりを進めるため、都市計画道路を含めた道路網の見直しや生活道路の整備等を財源確 保も含めて計画的に行う必要があります。

2. めざすまちの姿

・市内道路網整備により、交通の分散が図られ交通渋滞の緩和や円滑な交通の確保をめざします。

・住民ニーズの視点に立ち、安心安全なみちづくりや適切な維持管理を実施することにより、安全 で快適な人にやさしい道を整備します。

まちづくり指標名	説明 単位		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
都市計画道路の整 備率	(改修済+概成済(計画幅員の2/3以上の幅員が確保された道路))/都市計画決定道路延長	%	44. 1	42. 6	52. 9
側溝改修率(道路延 長)	側溝改修済延長/側溝 改修対象延長	%	53. 1	58. 0	62. 1
道路の利便性・安全 性に満足している 市民の割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	37. 6 (H28)	1	1
歩道の利便性・安全 性に満足している 市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	27. 3 (H28)	1	1

①幹線道路の整備

交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、都市計画道路西城陽線、青谷線の整備に取り組むとともに、府道上狛城陽線に接続する新設バイパスの整備、府道城陽宇治線久津川交差点の改良、新名神高速道路の整備、国道24号寺田拡幅の早期完成、国道307号奈島区間整備、(仮称)宇治木津線の早期建設について関係機関に要望します。

また、都市計画道路の整備とあわせた近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。

②生活道路の整備

歩行者の安全確保、日常生活に密着した安全で快適な道路整備を行うため、JR奈良線高速 化・複線化第二期事業にあわせた踏切改良や歩道整備に取り組むとともに、隅切り改良、老朽化 側溝の改修を行い、安全で快適な道路整備を推進します。

③道路の適切な維持管理

道路の安全性・快適性を確保するため、事故の発生する恐れが高い箇所を優先的に整備していくとともに、道路側溝清掃等、市民と協働して道路の適切な維持管理に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、道路整備の計画・事業実施に協力する。
- ・市民は、道路の清掃、除草などに協力して取り組む。
- ・市民は、道路などの損傷状況を市に知らせる。

6. 関連計画

· 城陽市都市計画道路網計画 (平成29年度~平成38年度)



(都) 塚本深谷線(工事中)

第4章 "生活輝く"自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

第5節

交通安全対策を推進する

1. 現状と課題

・本市における交通事故の発生状況は、継続的な交通安全対策の取り組みなどにより、発生件数および負傷者数は概ね減少傾向にあります。

- ・本市は、昭和40年代の急速な都市化に伴って小規模住宅開発が進み、こうした地域においては、歩道の整備が十分でなく、通学路はもとより一般の通行においても安全性の確保を進める必要があります。
- ・交通事故発生を抑止するため、地域それぞれのニーズを考慮し、必要箇所の優先的な整備などの 交通安全対策を効果的に実施する必要があります。
- ・各種啓発活動により、違法駐車や放置自転車など交通マナーの向上やその対策に努めます。

2. めざすまちの姿

- ・歩車道分離を基本とした道路改良や交通安全施設の整備の取り組みなどにより、交通の安全確保をめざします。
- ・市、警察、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を取りながら、交通安全意識の向上に努めます。
- ・交通事故や違法駐車、放置自転車を無くすことにより、市民が通行しやすい安全な交通環境の形成をめざします。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
交通事故発生件数	年間交通事故発生件数	件	216	167	129
禁止区域当たりの 放置自転車回収 台数	年間放置自転車回収台 数/禁止区域箇所数	台	25	5	0
歩道設置率	步道設置済延長/歩道 設置計画延長	%	70. 2	66. 8	78. 2

①交通安全施設の整備

通学路などの生活道路について、児童生徒、一般歩行者や自転車利用者などの安全を確保する ため、道路の新設や改良にあわせて道路反射鏡、道路標識、路側帯、道路照明や防護柵などを整備します。

また、交通事故多発箇所の調査・分析を体系的に実施し、特に危険性の高い箇所から優先的かつ効率的に交通安全施設の整備を進めるとともに、必要な交通規制について要請を行います。 さらに、通過交通と通学児童生徒が輻輳する地域については、市、地元、警察が協議をしてゾ

ーン30の指定の検討を行います。

②交通安全啓発

小学生、中学生の交通安全教育を効果的に推進するため、警察や関係機関と連携し、学校教育において、道路を安全に通行する意識と能力や、自転車利用者として必要な知識・技能の習得を推進します。

また、高齢者の事故実態に即した啓発、交通安全教育の機会を拡充します。

さらに、子ども、高齢者などを対象に、交通安全教育の活発な啓発活動を進めている城陽市交通安全女性の会の活動を支援するとともに、城陽市交通安全対策協議会の活動を中心として、市民一人ひとりに交通安全知識の普及や交通安全思想の高揚を図り、市民総ぐるみの交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

③違法駐車や駅周辺の放置自転車対策

違法駐車が常態化している地域や路線において、警察などによる重点的な取締りの強化を要請するとともに、警察、消防および市の3者による「3色パトロール」の実施や自治会などと連携した啓発活動を行い、市民の駐車マナーの向上を図ります。

また、駅周辺における交通環境の向上に向けて、自転車放置禁止区域内の放置自転車の強制撤去を行うとともに、自転車利用者への放置禁止の啓発を推進します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、自治会等での交通安全活動に参加する。
- ・市民は、事故の発生を防ぐため、交通安全マナーを守る。

6. 関連計画

なし

第4章 "生活輝く"自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

第6節

浸水被害の軽減を図る

1. 現状と課題

・近年、異常気象による局地的な集中豪雨等により深刻な浸水被害が全国各地で発生しています。

- ・都市化の進展により、河川等への雨水の流出量が増加しています。
- ・現在、市内を流れる一級河川古川において、京都府施工により流下能力が従来計画の約1.5倍 に引き上げられた計画で改修が進められています。
- ・安らぎのある住環境を形成するため、浸水被害の軽減に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ・古川改修を見据えた総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進・流出抑制対策に取り組む必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・総合排水計画に基づく河川等の早期改修・整備促進により、浸水被害を軽減します。
- ・浸水被害の軽減、適正な水辺空間の維持管理により、安らぎのある住環境を形成します。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
準用河川改修率	準用河川改修済延長/ 準用河川改修計画延長	%	94. 2	97. 5	100
川に親しみを持っている市民の割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	33. 5 (H28)	1	1

4. 施策の展開

①総合排水計画による施設の整備

浸水被害を軽減するため、総合排水計画に基づき、計画的に河道整備を行うとともに、事業者 に対する指導・協議を進め、流出抑制対策に取り組みます。

••••••••••••••••••••••••••••••••

また、古川の河道拡幅及び、天井川である青谷川、長谷川の整備を関係機関へ強く要望するとともに、早期整備に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、浸透桝や雨水貯留施設の設置、庭などの緑地整備を行い、雨水流出を抑制する。

6. 関連計画

・城陽市総合排水計画(平成28年度~)



準用河川十六川



準用河川嫁付川

第7節

環境を守り育てる

1. 現状と課題

・地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化するなかで、2015年12月のCOP21*で採択された新たな温暖化対策の世界的枠組みとなるパリ協定に基づき、将来にわたるCO₂削減に向けた世界的な取り組みが急務となっています。

- ・本市においては、市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、市、市民、市民団体、事業者の協働による環境パートナーシップ会議を中心に、環境保全活動として、「環境フォーラムの開催」をはじめ、環境問題に対する様々な活動が活発に行われています。
- ・市としても事務事業における環境負荷の低減を図るため、独自環境マネジメントシステム「JーEMS」*を運用するとともに、温室効果ガス排出量の削減計画として「城陽市エコプラン」を 策定し、市が率先して環境に配慮した取り組みを進めています。
- ・「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市全体での温室効果ガス排出量削減 に向けた取り組みを進めています。
- ・今後は、環境パートナーシップ会議の会員数の増加を図り、地球環境問題に対し市民協働により、全市的に取り組む必要があります。
- ・引き続き地域の環境の実態把握のため、大気や主要河川の水質の測定を行うとともに、近隣公害 への対応や空き地の除草指導を進めていく必要があります。
- ・本市の豊富で良質な地下水は、貴重な水道水源であるとともに、湧水花きをはじめとする農業用水にも活用されるなど、市民共有の財産となっています。
- ・今後も地下水の有効利用と保全を図るため、水質保全に向けた調査・監視を継続していく必要があります。

2. めざすまちの姿

・市民協働による全市的な環境保全活動により、自然と調和した快適なまちづくりを進めます。

- ・環境汚染把握のための各種測定や、環境監視パトロールの実施等により、良好な生活環境を保全します。
- ・豊富で良質な地下水を、市民共有の財産として保全します。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
	市・市民・事業者で構成される城陽環境パートナーシップ会議の会員数	人	292	345	380
市全体のCO₂排出 量	市全体のCO₂排出量	+t - CO₂	400 (H25)	Ţ	Ţ

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
川や池のきれいさ に満足している市 民の割合		%	26. 6	1	1

①地球環境の保全

地球環境や身近な自然を保全するため、「城陽市環境基本計画」の実現に向けた取り組みを進めます。

また、市の事務事業による環境負荷を低減するため、市独自環境マネジメントシステム「J-EMS」による事業活動を展開します。

さらに、省エネの推進など温室効果ガス排出量の削減計画である「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を実現するために、環境家計簿やグリーンカーテン、啓発活動などの取り組みを推進します。

②市民協働による環境保全の推進

自然と調和した快適なまちづくりを進めるため、城陽環境パートナーシップ会議を中心に、市 民協働による環境保全活動を進めます。

③生活環境の保全の推進

良好な生活環境を保全するため、環境汚染把握のための各種測定や環境監視パトロールを実施します。

④地下水の保全

豊富で良質な地下水を保全するため、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づく適 正採取と合理的利用及び水質保全のための調査・監視に努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民一人ひとりが、環境保全活動の重要性を認識し、身近な場所で活動に参加する。

6. 関連計画

- ・城陽市環境基本計画(平成15年度~平成29年度)
- ・城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(平成25年度~平成29年度)
- ・第3期城陽市エコプラン (平成25年度~平成29年度)

用語解説

*COP21

2015年11月から12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議」のことで、世界の平均気温上昇を2度未満に抑えるなど、2020年以降の地球温暖化対策が定められたパリ協定が採択された。

*独自環境マネジメントシステム「J-EMS」

平成15年3月にISO14001の認証を取得し、9年間の運用後、その実績を踏まえ、平成24年度より運用を開始した、城陽市独自の環境マネジメントシステム。

なお、環境マネジメントシステムとは、組織(市)が行う業務等により起こる環境に及ぼす悪影響を最小にする ため、組織(市)自らが環境に関し継続的な改善を自主的に行い、環境の保全を図る仕組みのこと。

第4章 "生活輝く"自然と調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

第8節

ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

1. 現状と課題

・大量生産・消費・廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、CO₂排出量を減少させる低炭素 社会*、資源循環の仕組みが確立された循環型社会*への転換が求められており、本市において は、城南衛生管理組合による処理施設の集約化、共同処理を実施しており、エネルギー回収、温 暖化防止などに取り組んでいます。

- ・今後は、緊急時や災害時などの廃棄物処理方法を検討し、他市町とのさらなる連携強化や相互支援体制を整備するとともに、収集体制の効率化、ごみ減量・資源化を進める必要があります。また、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、排出者自身のごみ減量、資源化意識の向上を図るため、情報発信の強化に一層努める必要があります。
- ・ごみの発生抑制や減量化に関する市民の取り組みを支援し、「もったいない意識」の啓発に努め、 無駄に捨ててしまわない消費行動を促進するとともに、不法投棄の根絶に向け、廃棄物不法投棄 パトロールをはじめ、今後も監視体制を強化し、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美 化運動の取り組みを推進する必要があります。
- ・事業所におけるごみの発生抑制やごみの適正処理、資源化の推進が課題です。

2. めざすまちの姿

・市、市民、事業者がごみ減量・資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ごみ処理による CO_2 排出量を抑制するとともに、循環型社会の実現をめざします。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
		푸╙			
年間ごみ排出量	燃やすごみ及び燃やさ ないごみの合計量	t	20, 248 (H26)	19, 903	19, 553
資源化物率	ごみ及び資源物の合計 量に対する資源物量の 割合	%	21. 01 (H26)	24. 41	26. 82

①ごみの減量化・資源化の推進

本市の廃棄物処理行政の指針となる「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制・減量化・資源ごみの分別徹底、ごみの減量や資源化等に関する情報の提供を積極的に進めます。

また、城南衛生管理組合構成市町と連携し、ごみ処理コストの削減に配慮したごみの減量化、 資源化に取り組み、今後もエネルギー回収、温暖化防止など効率的なごみ処理を目指し、広域で の共同処理を進めます。

②ごみの適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみの適正な処理を確保するため、廃棄物処理 条例の制定に取り組みます。

また、ごみ収集作業の効率化を図りながら、市民に対しごみステーションの衛生保持、管理の 効率化、ごみの適正処理について啓発を推進します。

さらに、事業所に対しては、自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導に加え、ごみの減量 やリサイクルに関する情報を提供するなど積極的に取り組みます。

③環境衛生の向上

地域の良好な環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティアなどが協働して、環境意識の高揚・マナー向上など地域で盛り上げ、 不法投棄防止などの実効性を高めます。

④緊急時・災害時の対応

日本各地の大災害を契機として、緊急時や災害時などの廃棄物処理方法を検討し、広域的に他 市町との連携強化や相互支援体制の整備を調査・検討します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、ごみの分別及び減量化を徹底する。
- ・事業者は、ごみの排出抑制及び再資源化に取り組む。

6. 関連計画

- ・城陽市ごみ処理基本計画(平成24年度~平成33年度)
- ・容器包装リサイクル法に基づく第8期市町村分別収集計画(平成29年度~平成33年度)

......

用語解説

*低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素 (CO_2) などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する産業と生活の仕組みを持つ社会。

*循環型社会

製品のリサイクル(再利用)、リユース(再使用)、リデュース(廃棄削減)を行うことにより、有限である資源を持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

第5章 まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕

第1節

市民参加と協働を推進する

1. 現状と課題

・少子高齢化が進み、市民ニーズが多様化する中で、市民が幸せや豊かさを実感できるまちづくり を実現するためには、行政の力だけではなく、市民自身も自治の担い手として参加することが求 められています。

- ・協働のまちづくりに向けて、市民活動支援センターの運営強化を図り、引き続き市民活動団体の 育成等に取り組む必要があります。
- ・自治会の活性化、加入率の上昇に向けて、補助金制度の見直しや自治会支援策の充実などの検討 を進めます。
- ・コミュニティセンターにおいては、利用者層の拡大に向けた新たなコミュニティ事業の展開や 施設の老朽化対策等、利便性向上の取り組みを進めていく必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・市民と行政がそれぞれの特性を生かして、協働によるまちづくりを進めます。
- ・市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する"城陽力"の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざします。

- ・自治会の自主性を尊重しながらその活動を支援することにより、自治会の活性化を図り、地域コミュニティの連携を深めます。
- ・コミュニティセンターにおいて、地域の特色を生かした活動を展開することにより、地域住民の 交流を活性化します。

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
O D T T J J J J J J J J J J J J J J J J J	4,507.	単位			
	市民活動支援センター 年間利用者数/年間開 館日数	人	17. 3	22. 0	25. 0
市民活動支援セン ター登録団体数	市民活動支援センター に登録されている団体 の数	団体	60	76	92
自治会の加入率	自治会加入世帯/全世 帯	%	72. 3	75. 5	78. 1
コミュニティセン ター利用者数	年間コミュニティセン ター利用者数	人	386, 842	406, 000	421, 000
困ったときに近所に相談できる人や手助けを求められる人がいる市民の割合	またづくりま足アンケ	%	58. 0 (H28)	1	1

①NPO・ボランティア等による市民活動の推進

市民の主体的な地域活動が活発に展開されるよう、情報提供や学習会・交流会の開催支援など、市民活動支援センターの取り組みの充実に努めます。

また、地域活動の活性化、活動団体の交流促進などを図るため、活動の中心となるリーダーの発掘、育成に努めます。

②自治会の活性化の推進

コミュニティ活動が活性化されるよう自治会組織の育成を支援するとともに、自治会だより の発行や自治会長研修会を開催するなど、自治会の活性化に向けた取り組みを進めます。

また、地域における市民の身近な活動の場となる自治会集会所などの整備を支援します。

③コミュニティ事業の推進

コミュニティセンターを核とした主体的・自立的な地域社会を形成するため、地域住民が主体となった運営により、地域ニーズに応じた地域住民の交流と連帯感の醸成をめざす事業を支援します。

また、コミュニティセンターが、ふれあい・交流の拠点として定着するため、快適に安心して 利用できるよう施設の維持管理を行います。

さらに、交流人口の拡大に向け、地域の特徴を生かした多様な交流事業を展開します。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、自らがまちづくりに参画する視点を持ち、自治会や子ども会などの地域活動に参加し、 地域の連携を深める。

・地域住民は、コミュニティセンターにおいて、地域ニーズに応じた事業を企画・実施する。

6. 関連計画

なし



コミセン事業

第5章 まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕

第2節

まちの魅力発信を推進する

1. 現状と課題

・開かれた市政の推進には、市政情報をきめ細やかに提供するとともに、市民意識を共有し、市民 と行政の信頼関係を築くことが求められます。また、市民生活にも大きな影響を与えている、ス マートフォンやSNSに代表される近年の情報通信技術の発展は、市民意識の共有や市民意見 の集約を行う上でも積極的な利活用がより重要になっています。

- ・本市においても、市民に市政の現状と課題を正しく伝えられるよう、広報紙やホームページ、 FMラジオ、ツイッター、フェイスブックなどの各種広報メディアや出前講座を効果的に活用 し、市政情報をタイムリーに提供するとともに、市長ふれあいトーク、市政懇談会などで、市民 意識や市政に関する意見を積極的に把握し、ほかにもパブリックコメント*の実施により、各種 計画づくりの市民参画機会の充実や多様な市民の意見・要望などの政策決定への反映にも努め てきました。
- ・新名神高速道路の全線開通や東部丘陵地の整備などにより交流人口の増加が見込まれることから、市全体で市の魅力を内外に向けて発信することが重要となっており、広報じょうよう等の従来からの情報提供形態に加えて、動画コンテンツなどの新たな情報発信手法の研究など、発信力の強化に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・また、広聴活動の充実に向けては、各広聴事業の対象者の拡大や周知啓発の強化などで、市民意 見の積極的な把握が必要です。
- ・行政情報の積極的な公開や提供により行政運営の透明性が強く求められているなか、本市においては、他市に先駆けて、平成元年に「城陽市情報公開条例」を制定し、公文書開示請求制度を 運用しています。
- ・一方、近年の情報技術などの進展により、さまざまな情報が簡便に得られる状況にあり、個人情報の漏えいなどのプライバシー保護に対する懸念が大きくなっています。このような背景から、 平成17年に個人情報保護法が施行され、行政はもちろんのこと、企業、団体、地域などにも個人情報の適切な保護対策が求められています。
- ・市民から信頼される市政を推進するため、行政運営の透明性を確保することが求められている ことから、市が保有する情報のうち、個人情報保護法等各法令に抵触しない情報について、資料 提供等によって積極的な公開・情報発信を行っていく必要があります。

2. めざすまちの姿

・市全体で多様な広報メディアなどを効果的に活用して情報発信を進めることにより、市内外の 人に市の魅力を広めます。

- ・広聴事業の充実により、市民の多様なニーズや様々な地域課題を的確に把握し、市政への反映に 努めます。
- ・個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するととも に、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護を図ります。
- ・市の保有する行政情報について、積極的な公開や資料提供を進め、行政運営の透明性の向上を図ります。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
市ホームページへ のアクセス数	トップページの年間ア クセス件数	件	505, 263	507, 000	532, 000
市からの情報発信・ 提供に満足してい る市民の割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	67. 1 (H28)	1	1
行政情報資料コーナーの資料数	行政情報資料コーナー の資料数	点	230	240	252

4. 施策の展開

①市政への市民参画の仕組みづくり

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるため、各種事業のPRに努めるとともに、市政 懇談会、市長ふれあいトーク、パブリックコメントなどを充実し、市民が行政に対して意見が提 案しやすい環境づくりに努めます。

②情報発信の強化

市の内外に向けて効果的に情報を提供できるよう、「広報じょうよう」などの広報媒体に加えて、ホームページや各種SNS、出前講座など、多様な方法による戦略的な情報発信に努めます。また、各行政分野において、きめ細かな情報の発信に努めます。

③市内進出企業と連携した市の魅力発信

企業内広報紙に市の紹介記事を掲載するなど、市内進出企業と連携した市のPRに努めます。

④行政情報の積極的な提供

市民の市政への理解を深めることを目的に、行政情報資料コーナーに配架する資料を充実し、市民がより多くの行政情報に触れられるように努めます。

⑤個人情報の適切な管理

より一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、「城陽市個人情報保護条例」に基づき、制度を適正に運用します。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、市が発信する情報や対話の機会を利用し、積極的に市政に参加する。
- ・市民は、一人ひとりが市の良い点を対外的にPRする。

6. 関連計画

・第2次城陽市情報化計画(平成25年度~平成29年度)

用語解説

*パブリックコメント

行政が政策や計画などを立案するにあたり、広く住民の意見を求めることで、住民の意見を政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

第3節

人権の尊重・女性の活躍を推進する

1. 現状と課題

・基本的人権は、日本国憲法で保障されているように「侵すことのできない永久の権利」であり、 その尊重は、豊かな社会の実現に欠くことのできない条件です。

- ・本市においても、基本的人権を尊重するための取り組みを実施してきましたが、現実には同和問題をはじめ様々な差別が未だに存在しており、まだ十分とは言えない状況です。
- ・平成28年3月に策定した「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、すべての市民の 人権が尊重される社会をめざすため、「山城人権ネットワーク推進協議会」に参画し、様々な人 権問題の解決に向けた広域的な取り組みを実施していますが、さらに市民との協働により一人 ひとりの人権が尊重される取り組みを一層推進していく必要があります。
- ・女性も男性もすべての個人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、男女がともに仕事と生活の調和を図り、充実した多様な生き方ができるよう、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、男性中心型労働慣行などの変革が課題となります。
- ・拠点となる男女共同参画支援センター「ぱれっと JOYO」の充実を図り、推進団体との協働による啓発事業を効果的に行い、男女共同参画社会の実現のための取り組みを促進する必要があります。

2. めざすまちの姿

・学校、地域社会、家庭、職場などのあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発活動を推進することにより、すべての人の基本的人権の尊重と人権という普遍的文化の構築をめざします。

・すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

••••••••••••••••••••••••••••••••••••

まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
0, 2, 2, 2, 1, 1, 1, 1	170-71	単位	90 MIE		is i keep like
人権が尊重されて いると思う市民の 割合	まなこく り 由 圧 と ンケ	%	66. 1 (H28)	1	1
男女が平等であると感じる市民の割合	男女共同参画社会に関 するアンケート結果	%	男性 30.3 女性 13.7 (H26)	1	1
男女共同参画啓発 イベントの参加者 数	各種イベントの参加者 数	人	4, 586	7, 000	7, 000

	まちづくり指標名	説明		現状値	5年後の目標	10 年後の目標
		נפיזמ	単位	が水直	り午後の日保	「「一人の」
		男女共同参画推進団体 として登録している団 体数		43	45	45

①人権尊重の推進

憲法に保障された基本的人権が尊重される社会を確立するため、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権に関する意識の醸成や啓発活動などの取り組みを推進します。

また、「山城人権ネットワーク推進協議会」に参画し、企業や民間団体とも連携する中で、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた広域的な取り組みを推進します。

②人権侵害救済制度の確立

市民および各種団体で組織する「部落解放・人権政策確立要求城陽市実行委員会」を中心として、京都府や山城地区の実行委員会と連携しながら、人権侵害救済制度の早期確立を国に強く要請します。

③男女共同参画社会の推進

男女共同参画に関する市民理解を深める啓発活動、政策・方針決定過程への女性の参画促進など、「城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」に基づく取り組みを進めます。

④男女共同参画社会の環境整備

男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、女性活躍推進の取り組みやワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を図るとともに、DV被害及び女性特有の妊娠・出産などの健康に関する支援等、女性を取り巻くさまざまな問題に対する相談体制の強化に努めます。

また、男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」を拠点とした取り組みを進めるとともに、新市街地や東部丘陵地等への新たな進出企業等との連携、協力により、仕事と家庭生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業を進めます。

5. 市民ができること・地域ができること

- ・市民は、人権について常に高い意識を持ち、相手を尊重し、思いやりを持って行動する。
- ・市民は、人権問題が発生したときには速やかに行政に連絡や相談をする。

•••••••••••••••••••••••••••••••

・市民・事業者は、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや支援方策に参画する。

6. 関連計画

- ・第2次城陽市人権教育・啓発推進計画(平成28年度~平成37年度)
- ・第3次男女共同参画計画さんさんプラン (平成22年度~平成31年度)

第5章 まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕

第4節

都市間交流を推進する

1. 現状と課題

・文化・経済など社会全般にわたり国際化が進むなかで、諸外国との交流を促進することにより、 友好親善と相互理解を深め、世界の恒久平和に寄与するとともに、豊かな国際性を育てる環境づ くりが求められています。

- ・本市においても、姉妹都市である大韓民国慶山市やアメリカ合衆国バンクーバー市を中心に、行 政間の交流をはじめ、国際交流協会による市民参加の交流事業等により、国際理解を深められる よう努めています。また、日本語教室の実施や外国語表記の生活ガイドの作成など、市内在住外 国人への支援も推進しています。
- ・国内の都市間交流としては、平成24年10月に鳥取県三朝町と国内姉妹都市として盟約を締結し、それぞれの都市の有する地理・風土・歴史等の相違を認識し、草の根交流等を通じて愛着を深めることで、活力あるまちづくりを目指します。
- ・平和な社会を形成するため、昭和61年の国際平和年に際し「平和都市宣言」を行い、また、平成22年度には平和首長会議へ加盟したところです。戦争体験記の発刊や小・中学生の広島派遣、平和のつどいなど平和に関する取り組みを進めるとともに、平和の尊さについて市民自らが考え、行動できる施策を展開していくことが必要です。

2. めざすまちの姿

・国際交流では、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、市民の豊かな国際性を育てる環境づくりを行うことで、世界の恒久平和に寄与することをめざします。

- ・国内交流では、様々な分野で相互の理解と交流を深めることで、自分の住む都市の魅力を再発見 する契機となり、活力あるまちづくりに繋がることをめざします。
- ・平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人 類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

3. まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
国際交流協会会員 数	個人、団体、賛助・法 人の会員合計数	人	424	444	464

①都市間交流の推進

国際友好・親善を促進し世界平和へ寄与するため、国外姉妹都市である大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市をはじめとした国際交流を、国際交流協会と連携し推進します。

また、相互理解・親善を深め、住民福祉の向上と地域社会の発展に資するため、国内姉妹都市である鳥取県三朝町をはじめとした国内交流を推進します。

さらに、行政間交流だけでなく、様々な分野における、市民が主役となった草の根交流も推進 します。

②国際感覚豊かな人材の育成

国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流協会への支援を行い、語学講座をはじめとした 事業を通して、国際理解の環境づくりと学習機会を提供するとともに、外国人との交流活動の実 践や外国語教育の充実に努めます。

③外国人への生活支援

市内に在住する外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、外国語による表記、日本語支援ボランティアの育成や日本語習得への支援など、多文化共生のまちづくりを推進します。

④平和都市の推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるため、平和都市宣言の趣旨に基づいた平和に関する啓発活動や教育を行い、市民とともに平和都市を推進します。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市、鳥取県三朝町との交流活動に積極的 に参加する。

- ・市民は、さまざまな国際交流活動に積極的に参加し、国際的な視野、感覚などを養う。
- ・市民は、平和の問題は他人事ではなく自身の問題であることを認識するように努める。

6. 関連計画

なし

第1節

適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

1. 現状と課題

・本市においては、効率的・効果的な行政運営を目的に、他市に先駆け、職員数の抑制を図りながら市民サービスの向上に取り組んできました。また、地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度を実施しています。

- ・これから平成35年度の新名神高速道路の全線開通を活用した新たな事業や少子高齢化等に対応するとともに、市民サービスの維持・向上を図っていかなければなりません。
- ・住民福祉の増進を図るための適正な職員数を確保するとともに、人材育成のため効果的な研修 を進め、次世代を担う人材を育成する必要があります。
- ・本市の公共施設等は、1960年代から1970年代にかけての人口急増を機に整備された施設が多く、老朽化が進んでいる状況にあります。一方、人口推移については、地方創生に係る取り組みを進める中においても、当面は少子高齢化・人口減少局面が続くと想定されています。利用者ニーズの変遷に対応するとともに、適切な管理手法(長寿命化・更新手法等)を検討する必要があります。
- ・公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって適切な財産管理に努めるとともに、公共施設については、その設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の適正な運用やさらなる外部委託の導入など効率的、効果的な管理運営を行う必要があります。
- ・市政に対して、これまで以上に市民からの信頼を確保するため、透明性、公正・公平性を図った 入札契約制度の維持などを行っていく必要があります。
- ・少子高齢化の進行や多様化するニーズに的確に対応するため、限りある資源を最大に活用し、最小の経費で最大の効果を得るという観点から、民間活力やICT*の活用などによる行政のスリム化が必要です。

2. めざすまちの姿

- ・適正な定員管理を進めるとともに、市民から信頼される市政運営を担える人材づくりを行います。
- ・公共施設等の老朽化及び利用者ニーズの変遷に適切に対応し、安心・安全な施設運営を推進します。また、公有財産などの管理に関して、経営的な視点をもって効率的、効果的な財産管理を行います。
- ・透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。
- ・適正で効率的・効果的な行政運営を推進することにより、健全経営で市民から信頼されるまちを めざします。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
職員数	職員数	人	463	511	517

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
市役所職員の仕事 や対応を信頼して いる市民の割合	まちづくり市民アンケ ート結果	%	66. 5 (H28)	1	1

①適正な定員の管理

効率的・効果的な行政運営を行うため、職員の年齢構成や雇用と年金の接続、また新名神高速 道路の全線開通を活用した今後のまちづくりの取り組みなどを踏まえ、定員管理計画を策定し、 適正な定員の管理に努めます。

②人材の育成

自主研修や集合研修、派遣・委託研修など職員の研修機会を確保し、一人ひとりの能力開発に 努め、環境の変化に対応できる政策形成能力を備えた笑顔で規律ある人材を育成します。

③公有財産の適正な管理

安心・安全な公共施設を維持するため、老朽化施設の長寿命化等適正な維持管理を推進するとともに、利用者ニーズの変遷や活用状況を踏まえ、既存施設の効率的、効果的な活用に努めます。 また、経営的な視点をもって適切な財産管理に努めるとともに、公共施設の設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の適正な運用やさらなる外部委託の導入など効率的、効果的な管理運営を進めます。

④入札契約制度の維持

市民の信頼を得るため、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。

⑤民間活力とICTの活用

民間などにより実施することが適当な業務については、行政が取り組むべき範囲を見極めた上で、行政責任の確保を前提としながら、委託化の推進に努めます。また、ICTの活用を促進します。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、公共施設を大切に使用するとともに、施設の維持管理・運営に協力する。

6. 関連計画

- 第3次定員管理計画(平成29年度~)
- ・城陽市公共施設等総合管理計画(平成29年度~平成38年度)
- ・明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言

用語解説

*ICT (インフォーメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) コンピュータや情報通信に関する技術を総称的に表すもの。

第6章 健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕

第2節

持続可能な財政運営を実現する

1. 現状と課題

・本市の財政基盤は、他自治体と比べ企業が少ない住宅都市であることから、法人市民税や固定資産税などの市税収入が少なく、脆弱な財政基盤となっています。

- ・加えて、近年の少子高齢化の進行等により、歳入の根幹をなす市税収入が平成9年度をピークに 大幅に減少し、基金残高も大きく減少するなど逼迫した財政状況になっています。
- ・今後においては、さらに厳しい財政状況が続くと予想されるなかで、これまで提供してきた市民 サービスを維持向上する必要があり、公平な課税と口座振替の推進や納付しやすい環境整備に よる収納率の向上などを進めつつ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、市 民に対して中長期的な財政見通しを説明し、市民との信頼関係に基づく持続可能な健全な財政 運営が求められています。
- ・平成35年度の新名神全線開通を視野に、都市計画道路や東部丘陵地の整備、安心・安全な防災 体制や福祉の確立などに多額の予算を確保する必要があります。
- ・これまでの改革を継続実施するとともに、まちづくりを支える財政基盤の確立に向けて、新たな 視点から改革に取り組む必要があります。

2. めざすまちの姿

- ・持続可能な財政運営を実現することにより、健全経営で市民から信頼されるまちをめざします。
- ・市民をはじめとした納税義務者が口座振替しやすい環境を整えるとともに、口座振替の申込み 方法や納付方法の拡大を推進します。
- ・課税客体を適正に把握し、公平で公正な課税を行います。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
プライマリーバラ ンス*	元金償還額-地方債* 発行額(いずれも特例 債を除く)	千円	△ 260, 838	0以上	0以上
実質赤字比率*	一般会計の実質赤字額 /標準財政規模*	%	ı	基準を下回る 比率	基準を下回る 比率
連結実質赤字比率*	連結実質赤字額/標準 財政規模	%	ı	基準を下回る 比率	基準を下回る 比率

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
実質公債費比率*	【(地方債の元利償還金+準元利償還金) − (特定財源+元利償還金に係る基準財政需要額算入額)】 / {標準財政規模−(元利償還金・準元利償還金・準元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}	%	9. 5	基準を下回る 比率	基準を下回る 比率
将来負担比率*	【将集員担額一(定期報告報報 + 情期報 + 情期報 + 情期 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	%	74. 9	基準を下回る 比率	基準を下回る 比率
市税の収納率	納付額/課税額	%	95. 5	96. 1	96. 6

①財政基盤の確立

これまでの行財政改革の継続実施に加え、「明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言」に基づく新たな視点での行財政改革に取り組み、まちづくりを支える財政基盤を確立します。

②健全で効果的な財政運営

各種財政指標により、市全体に係る財政運営上の課題を正確に把握します。

また、行財政改革の取り組みや各種計画との連携を図り、健全で効果的な財政運営を行います。

③公平・公正な課税と収納

課税客体の適正な把握を行い、公平で公正な課税を行います。

また、市政に関する積極的な情報提供などにより、市民の税に関する理解を深めるとともに、 口座振替やコンビニ収納等の多様な納付方法を推進し、納めやすい環境づくりに努めます。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、税に関わる仕組みに関心を持ち、課税の内容を理解する。

6. 関連計画

・明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言

用語解説

*プライマリーバランス

臨時財政対策債等の地方財政法第5条の特例として認められる起債を除いた償還元金と市債発行額のバランスをいう。

*地方債

公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入金。一度に多額の出費を必要とする事業の財源確保を図るとともに、その返済を元利償還という形で長期間分割することにより、市の財政負担を平準化し、世代間の住民負担を公平にするという役割も果たしている。

* 実質赤字比率

当該地方自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率。

*標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に 普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれる。

*連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する 比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方自治体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体全体としての 財政運営の悪化の度合いを示す指標。

*実質公債費比率

当該地方自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

*将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標 化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

第3節

戦略的に行政経営を推進する

1. 現状と課題

・第3次総合計画の計画期間においては、税収の減少や社会保障費の増大による一般財源の不足、 団塊の世代の大量退職による担い手の不足、地域のつながりの希薄化等、少子高齢化の進行に伴 う諸問題が顕在化した10年間でした。第4次総合計画期間においてもさらなる高齢化の進行 は避けられないところであり、また、国推計にもあるとおり、現在の少子状態が継続した場合、 日本全体においてさらなる人口減少社会が到来する見込みである等、地方公共団体を取り巻く 環境は厳しさを増す恐れがあります。深化・多様化する行政需要に適切に対応し、幹線交通網の 発達をまちづくりの好機とするため、これまで以上に長期的展望に立った計画策定と効果的・効 率的な行政運営が必要です。

- ・全国的に少子高齢化及び人口減少社会が進展する中において、子どもを産み育てやすい環境づくりと産業育成・地域振興による東京一極集中の是正等、「地方創生」に向けた取り組みが進められています。
- ・地方自治体の枠を超えた課題や行政需要に対応するため、近隣市町村と協調した圏域単位の施 策展開や、国や京都府との協調が必要となっています。

2. めざすまちの姿

- ・総合計画及び関連計画に基づいて、市、市民、市民団体、企業が協働し、計画的なまちづくりを 推進します。
- ・地方創生の取り組みにより、少子高齢化・人口減少社会の克服、地域振興を図ります。
- ・国や京都府、近隣市町村との連携や協力体制を確立することにより、地域の個性を生かした、魅力あるまちをめざします。

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10 年後の目標
まちづくり指標の 目標の達成率	目標達成したまちづく り指標数/総まちづく り指標数	%		100	100

①総合的で計画的な行政運営の推進

長期的展望や施策相互の関連性を考慮し、総合的かつ計画的な行政運営を推進するとともに、 社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民と 行政の協働による計画的なまちづくりを推進します。

②地方創生の推進

少子高齢化・人口減少社会を克服するため、新名神高速道路の開通を生かしたまちの活性化、若い世代の就労・結婚・子育て等の支援、安心・安全な暮らしの実現、まちの魅力発信等の総合 戦略に定める施策を推進し、定住人口の増加を図ります。

③広域行政の推進

近隣自治体それぞれの個性と特色を生かしながら、広域的に共通する課題の解決に向けて、広域行政の一層の充実に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

また、総合計画において示したまちづくりの目標を実現するため、国や京都府、関係機関に対し、事業実施や施設整備に関する協力、支援を要請します。

5. 市民ができること・地域ができること

・市民は、自助・共助・公助の考え方に基づき、主体的に行政運営に参加する。

6. 関連計画

・山背五里五里のまち 創生総合戦略(平成27年度~平成31年度)